

資料 1

三次市地域公共交通網形成計画策定に向けた現状整理

平成 27 年 11 月

目 次

1	三次市の概況	1
1.1.	本市の位置と特徴.....	1
1.2.	人口・世帯数の動向.....	2
1.3.	交通事故件数と運転免許保有.....	5
1.4.	生活関連施設の分布.....	7
2	公共交通の状況.....	9
2.1.	公共交通機関の概要.....	9
2.2.	公共交通の運行と利用状況.....	12
3	市の福祉サービス（主な移動支援関連事業）.....	41
3.1.	高齢者外出支援サービス事業.....	41
3.2.	福祉タクシー等助成券.....	42
3.3.	移動支援事業.....	43
3.4.	市外の通所施設等への交通費助成.....	43
4	関連計画.....	44
4.1.	三次市まち・ゆめ基本条例.....	44
4.2.	第2次三次市総合計画.....	45
4.3.	三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	46

1 三次市の概況

1.1. 本市の位置と特徴

本市は、広島県の北東部に位置しており、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日に、旧三次市、双三郡君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴郡甲奴町の 1 市 4 町 3 村が合併し、面積 778km²（広島県総面積の約 9.2%）で、中国地方で 2 番目の広さをもつ、新しい三次市が誕生しました。

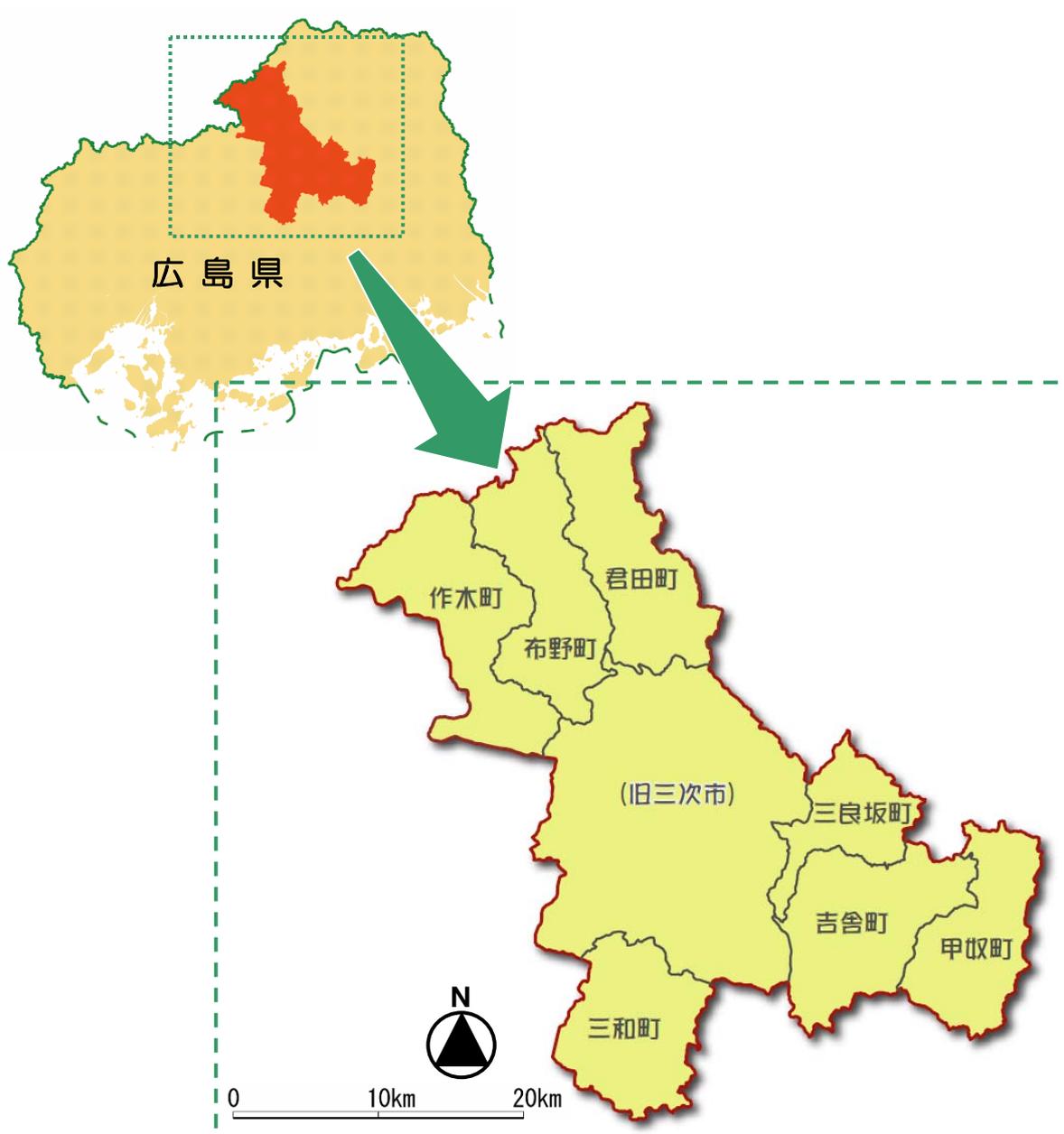


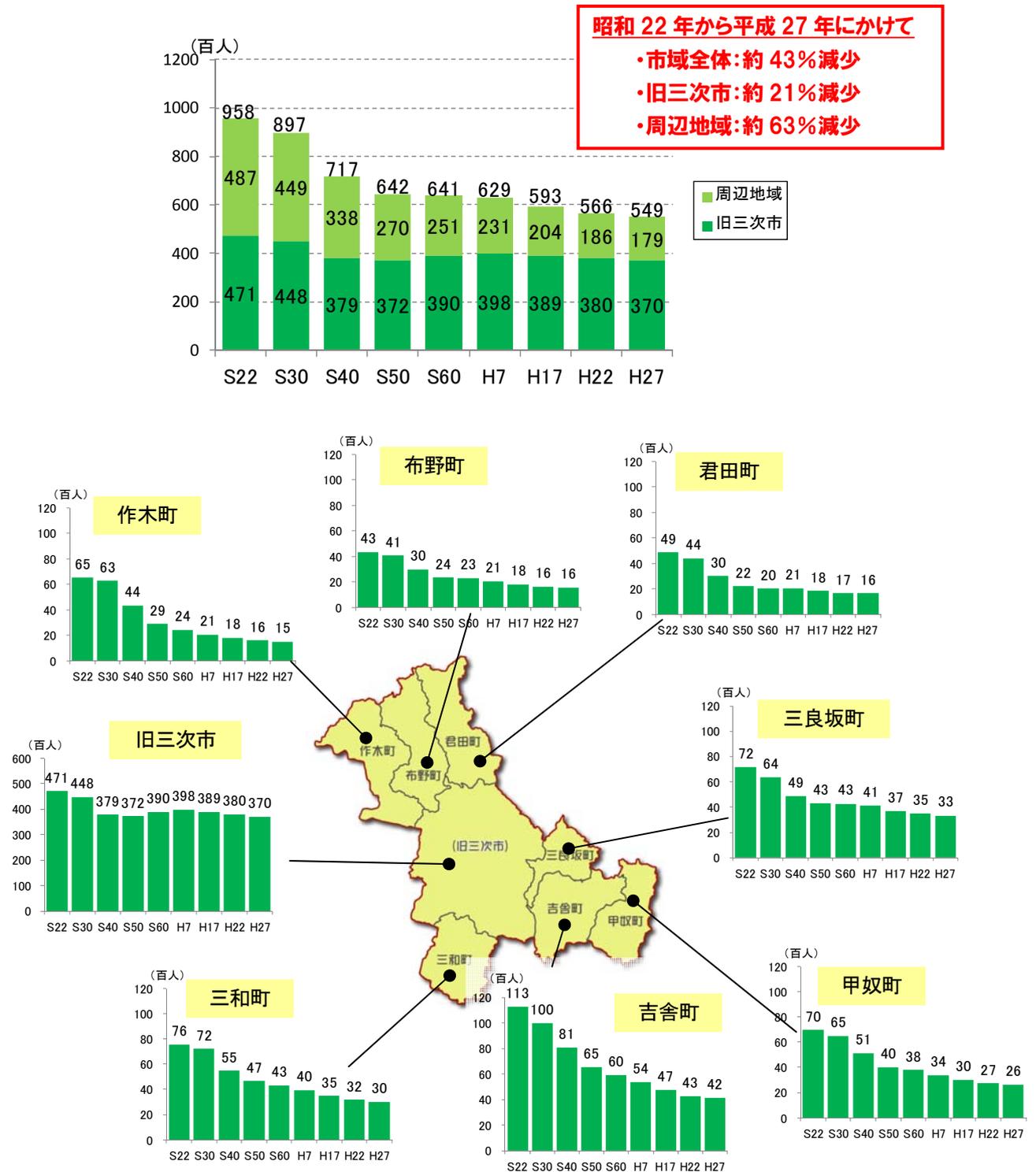
図 1-1 三次市の位置と地域区分

1.2. 人口・世帯数の動向

(1) 人口の推移

本市の人口（平成16年以前は、周辺4町3村を含めた人口）は、年々減少する傾向にあり、平成27年時点では、昭和20年代から約4割減少の約54,900人になっています。

また旧三次市と、周辺地域（7町）別にみると、周辺地域の人口減少が著しい状況です。



[資料] 国勢調査(H27は3月末住民基本台帳登録人口)

図 1-2 人口の推移

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数(平成16年以前は、周辺4町3村を含めた人口)は、年々増加する傾向にあり、平成27年時点では、昭和55年から約3割増加の約23,600世帯になっています。

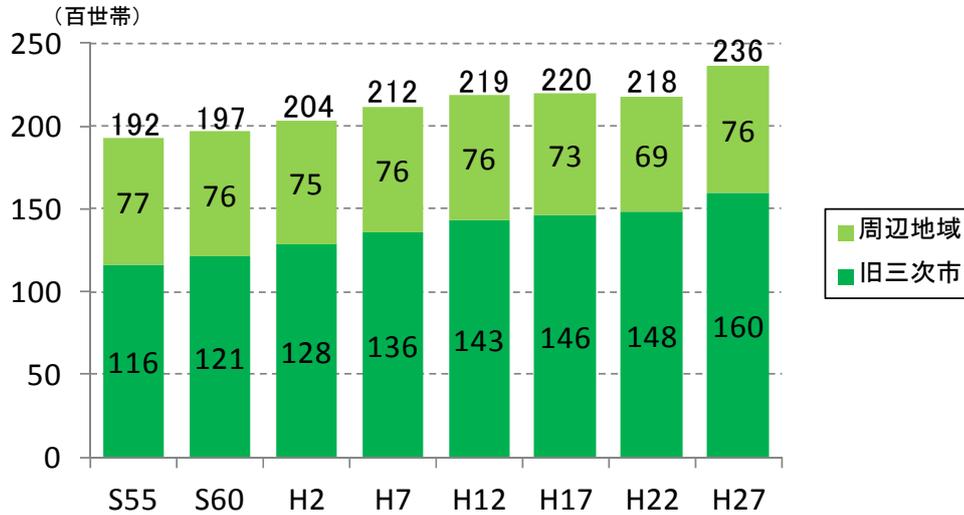


図 1-3 世帯数の推移

[資料] 国勢調査(H27は3月末住民基本台帳登録人口)

各世帯を構成する人員は、年々減少しており、特に単身世帯が増加しています。また、単身世帯における世帯主の性別、年齢をみると、高齢の女性が多いことが分かります。

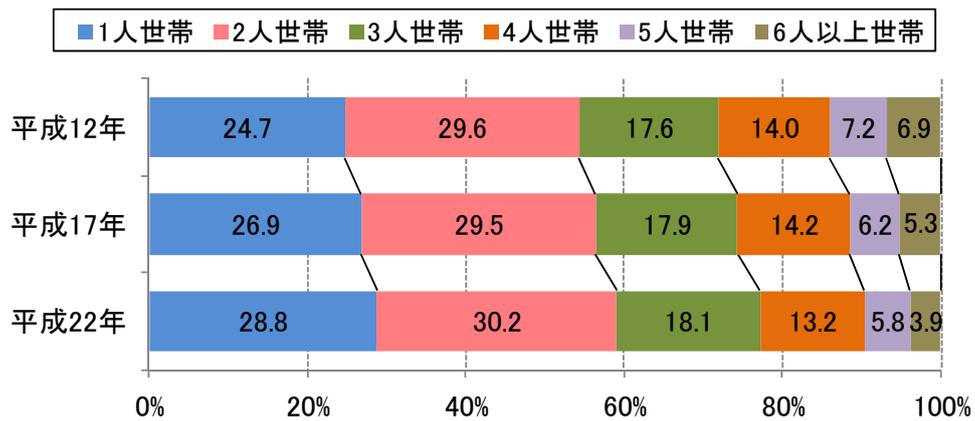


図 1-4 世帯人員別世帯数の推移

[資料] 国勢調査

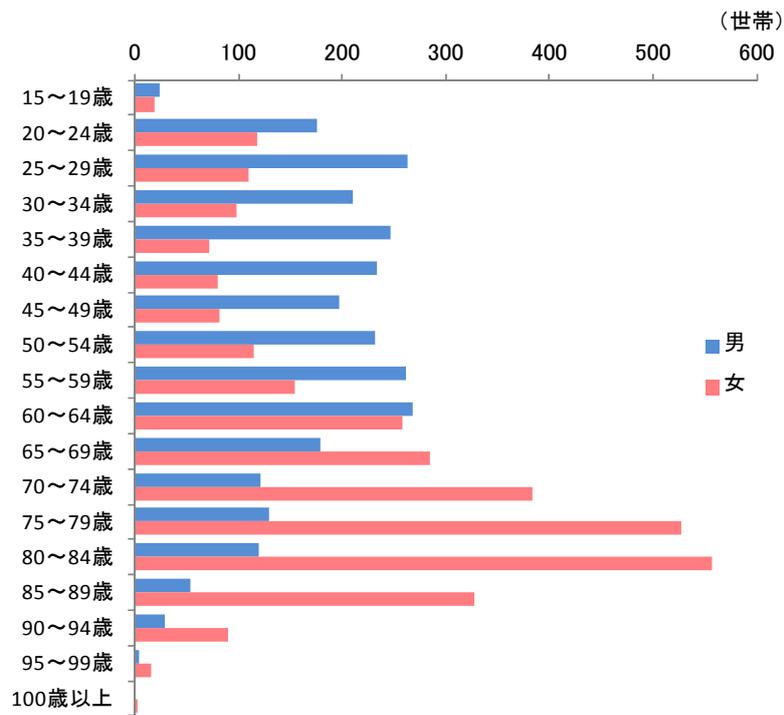


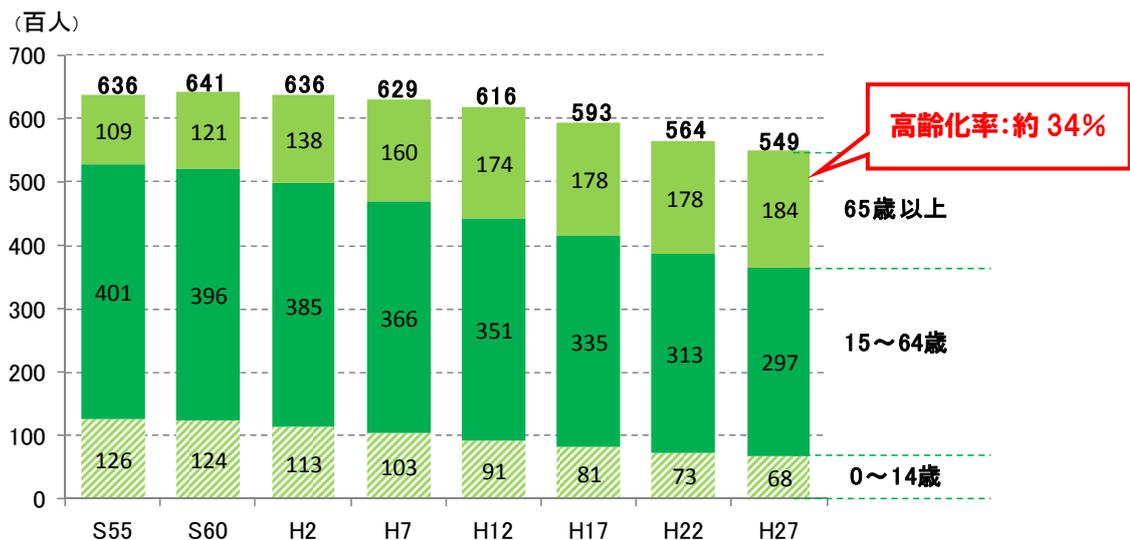
図 1-5 単身世帯における世帯主の性別・年齢別世帯数

[資料] 国勢調査(H22)

(3) 高齢化の状況

本市における年齢別人口の推移をみると、15歳未満の割合が減少、逆に65歳以上の割合が増大しており、少子高齢化が急速に進展していることが分かります。

また高齢化率は、平成27年で約34%と非常に高くなっています。なお、平成27年時点の広島県全体の高齢化率は約27%、我が国全体では約26%であり、三次市は、これらを大きく上回っています。



※参考 H27 高齢化率：広島県 27% (1月1日現在)、国 26% (4月1日現在)

[資料] 国勢調査(H27は3月末住民基本台帳登録人口)
※年齢不詳を除く

図 1-6 年齢別人口の推移

1.3. 交通事故件数と運転免許保有

(1) 交通事故の発生状況

高齢ドライバーの増加に伴い、高齢者が関連する事故件数の急増が、全国的な問題になっています。

本市においても65歳以上の高齢者が関係する交通事故件数の割合は約3割となっています。これは、広島県全体での割合を大きく上回っています。

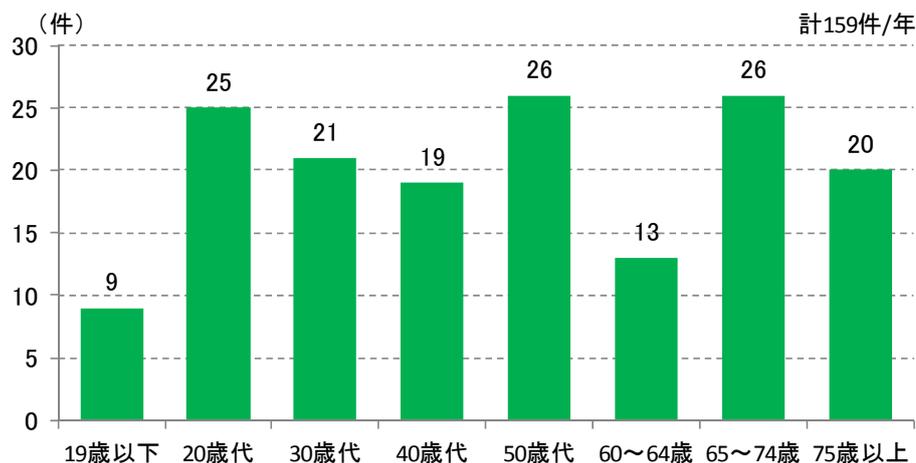


図 1-7 三次市の交通事故発生状況

[資料] 広島県警察署資料(H26)

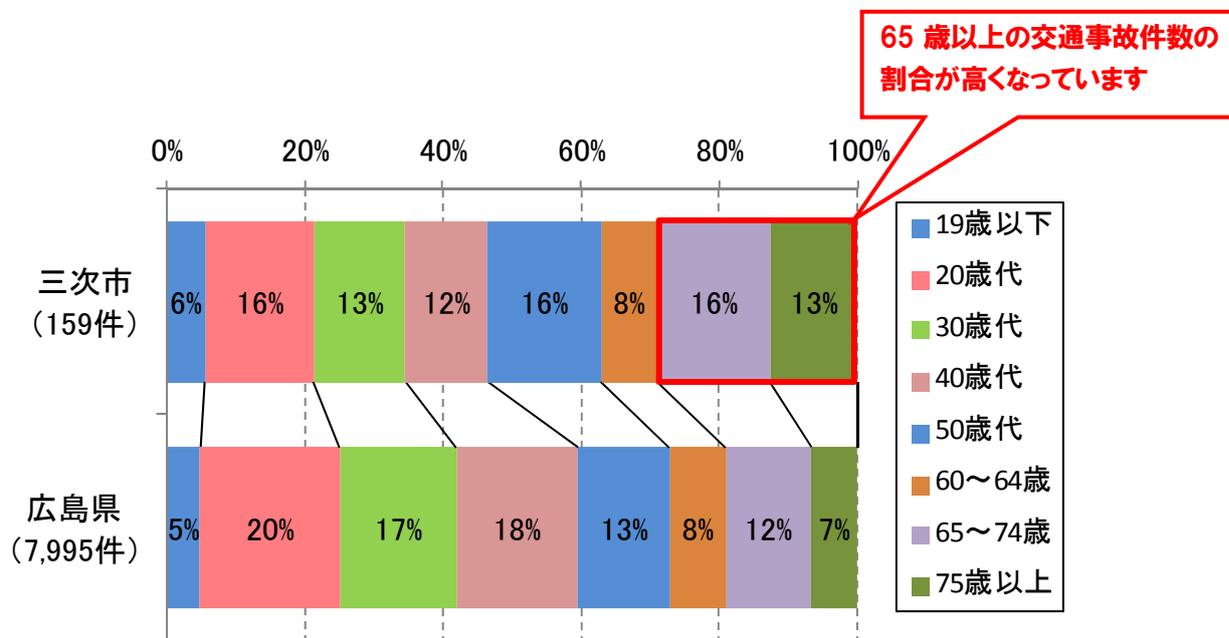


図 1-8 県との年齢構成比の比較

[資料] 広島県警察署資料(H26)

(2) 運転免許の保有状況

市民の運転免許の保有率は約 66%です。また男女別では、男性が約 76%、女性が 58%です。一方で、65 歳以上に限定すると保有率は下がり、特に女性の保有率が約 36%と、概ね 3 人に 2 人の市民は運転ができない状況にあります。

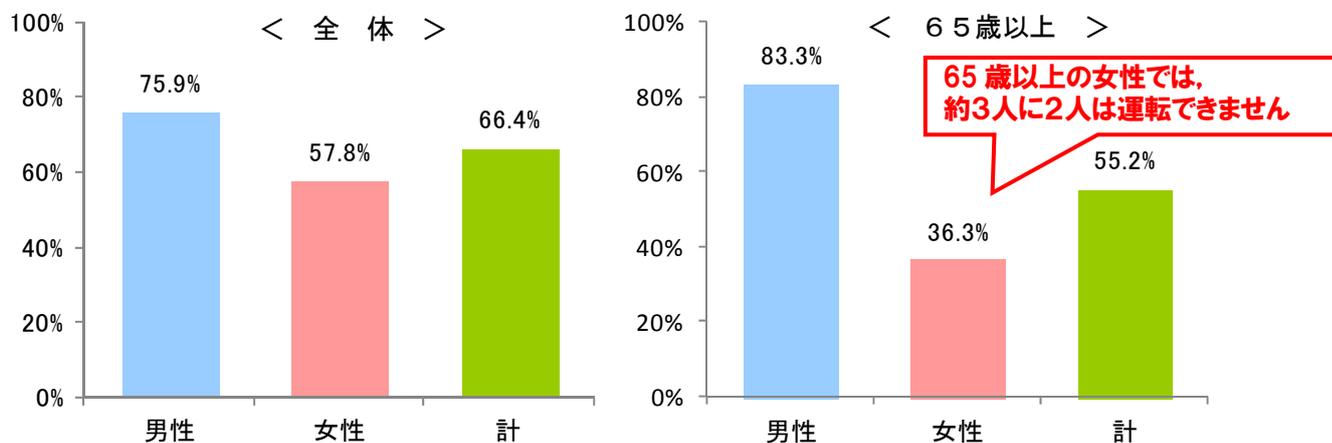
表 1-1 運転免許保有者数と保有率

	男性	女性	計
免許保有者数(人)	19,697	16,733	36,430
常住人口(人)	25,948	28,952	54,900
免許保有率	75.9%	57.8%	66.4%

[65 歳以上のみ対象]

	男性	女性	計
免許保有者数(人)	6,191	3,985	10,176
常住人口(人)	7,429	10,990	18,419
免許保有率	83.3%	36.3%	55.2%

[資料] 広島県警資料(H27 年 6 月末), 住民基本台帳登録人口(H27 年 7 月 1 日)



[資料] 広島県警資料(H27 年 6 月末), 住民基本台帳登録人口(H27 年 7 月 1 日)

図 1-9 運転免許の保有率

(3) 運転免許返納の状況

三次警察署管内における運転免許の返納者は、平成 26 年では 114 人です。

表 1-2 運転免許返納者数（平成 26 年）

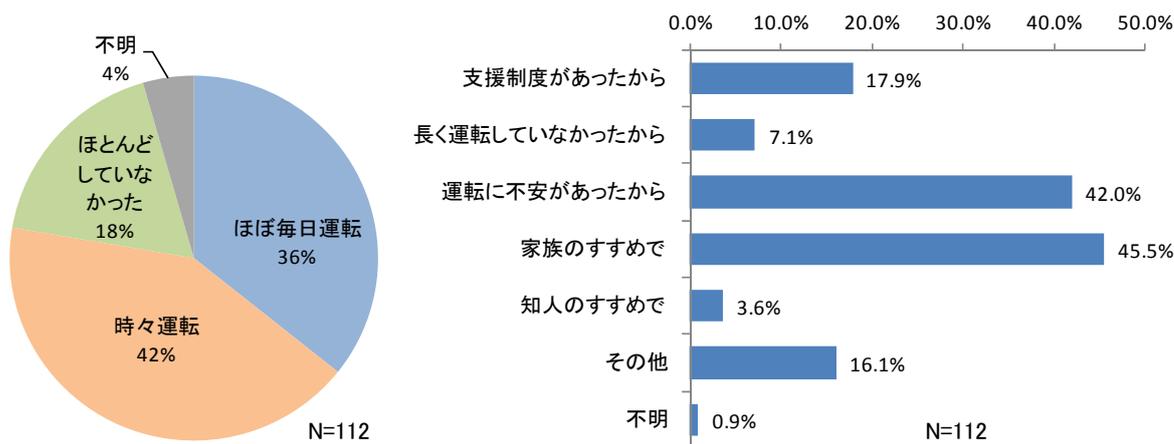
	男性	女性	計
運転免許返納者数(人)	69	45	114

[年齢別]

65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
2	15	17	44	36	114

[資料] 三次警察署

また、運転免許の返納者に対するアンケート調査結果より、返納者の多くは日常的（ほぼ毎日、時々）に自動車の運転をされていた方が多いこと、また返納の動機としては、家族のすすめや運転が不安であった、が多いことが確認できます。



※対象は H25～H26 年9月まで、**現在データ更新中**

図 1-10 運転免許返納者の運転頻度と返納動機

1.4. 生活関連施設の分布

本市の生活関連施設（店舗、病院、公共施設等）は、旧三次市及び周辺部の 7 町それぞれの中心部に集まっています。

また本市の中心市街地には、大型の商業施設や総合病院なども立地しており、市民のみならず、周辺市町の住民に対しても、高度なサービスを提供しています。

市街地拡大図



- 凡例
- 庁舎
 - 〒 郵便局
 - 校 学校
 - 警 警察署
 - 消 消防署
 - 公共施設・観光施設等
 - ⊕ 主な病院・診療所
 - S 主な店舗

資料: 国土交通省「国土数値地図情報ダウンロードサービス」より
 ※郵便局 (H25), 教育施設 (H25), 医療施設 (H26)
 ※その他は地図で確認, 主な店舗は食品スーパーを対象

図 1-11 主な生活関連施設の分布

施設の位置等を修正予定

2 公共交通の状況

2.1. 公共交通機関の概要

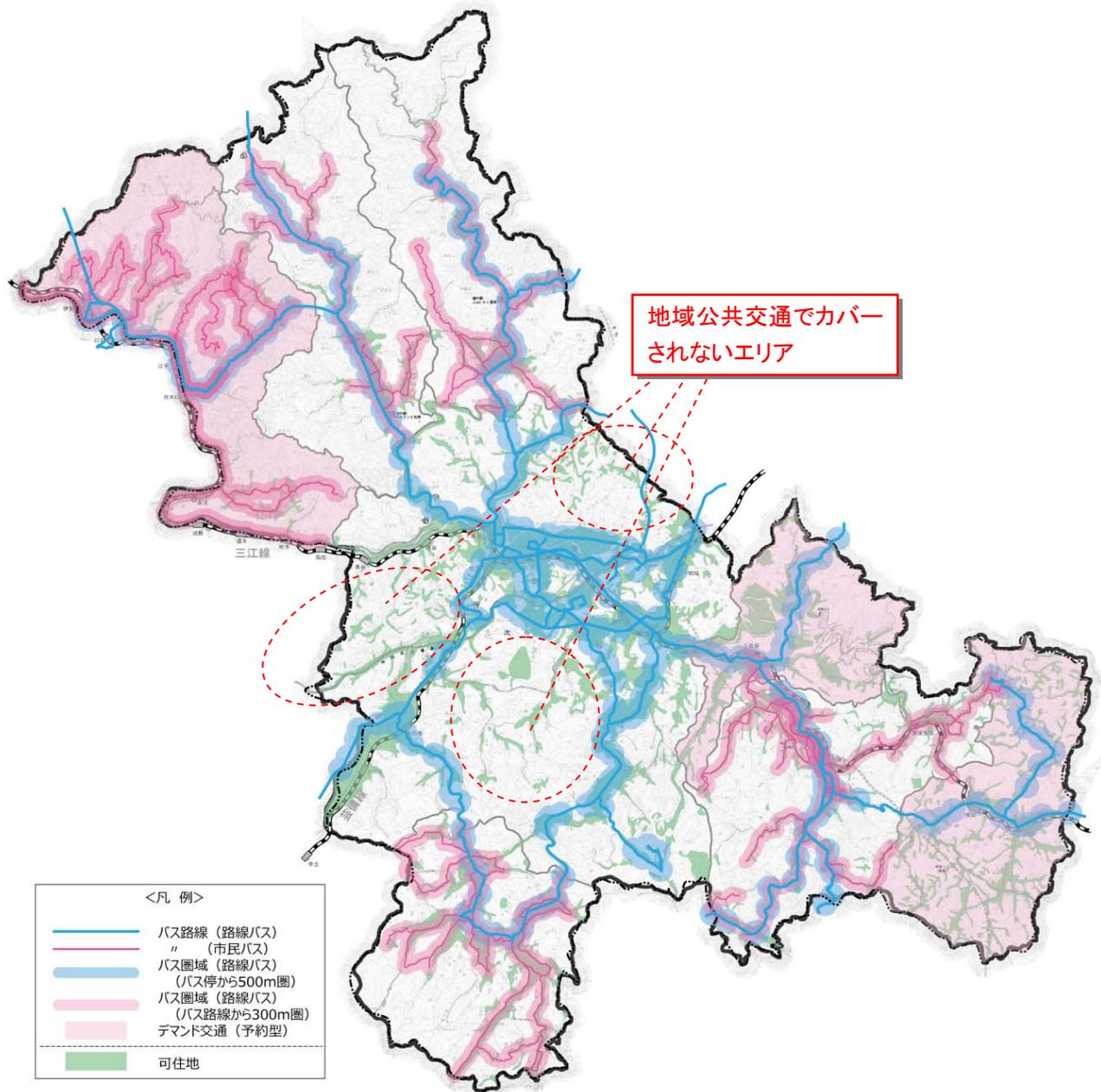
本市で運行されている公共交通や生活交通サービスの種類は多く、それぞれの特徴に応じた機能分担や、機関相互の連携を図りながら、市民の交通行動を支えています。

表 2-1 本市で運行する公共交通の種類

主な機能・役割		公共交通の種類	運行している路線・地域
広域 幹線交通	市内及び市外への生活行動を担う移動手段	鉄道	三次市と広島市、福山市、庄原市、島根県江津市等の周辺都市とを連絡 [路線名] JR芸備線、JR福塩線、JR三江線
		路線バス ・高速バス	市内全域で運行 [運行会社] 備北交通(株)、(株)中国バス、広島電鉄(株)、一畑バス(株)、中国ジェイアールバス(株)
地域内 生活交通	地域内の日常的な生活行動を支える移動手段	市街地循環バス くるるん	中心市街地で運行する定時定路線型バス
		三次市民バス	市周辺部の6町内で運行するバス [路線名] (定時定路線) 君田町線、布野町線、作木町線、吉舎町線、三和町線 (予約型区域運行) 甲奴町線
		ふれあいタクシー みらさか	三良坂町内で運行するデマンド型区域運行バス(タクシー)
		さくぎニコニコ便	NPO法人元気むらさくぎが運営するデマンド型区域運行の自家用有償運送
		三次市民タクシー 制度	既存のバスサービス等が享受できない地域で実施するタクシー共同利用への補助制度

※上表は、一般のタクシーを除く。

市内を運行する（鉄道を除く）地域公共交通は、概ね可住地エリアを網羅しています。しかしながら、旧三次市にはカバーしきれないエリアがあり、これらを市民タクシー制度でカバーしています。



※可住地は、全体から森林地域（土地利用基本計画に基づき指定された森林地域）・水系を除いたエリアを示す

図 2-2 路線バス・市民バス・さくぎニコニコ便でのカバーエリア

2.2. 公共交通の運行と利用状況

(1) 鉄道の状況

本市では、JR芸備線、JR三江線、JR福塩線が、三次市と広島市、福山市、庄原市、島根県江津市などの周辺都市とを連絡しています。

① 運行頻度

運行本数は、JR芸備線の三次～広島間が最も多く、上下それぞれ一日あたり約39本が運行しています。その他の路線は少なく、最も少ないJR三江線では一日あたり10本が運行しています。

表 2-2 三次駅での発着本数（本/日）

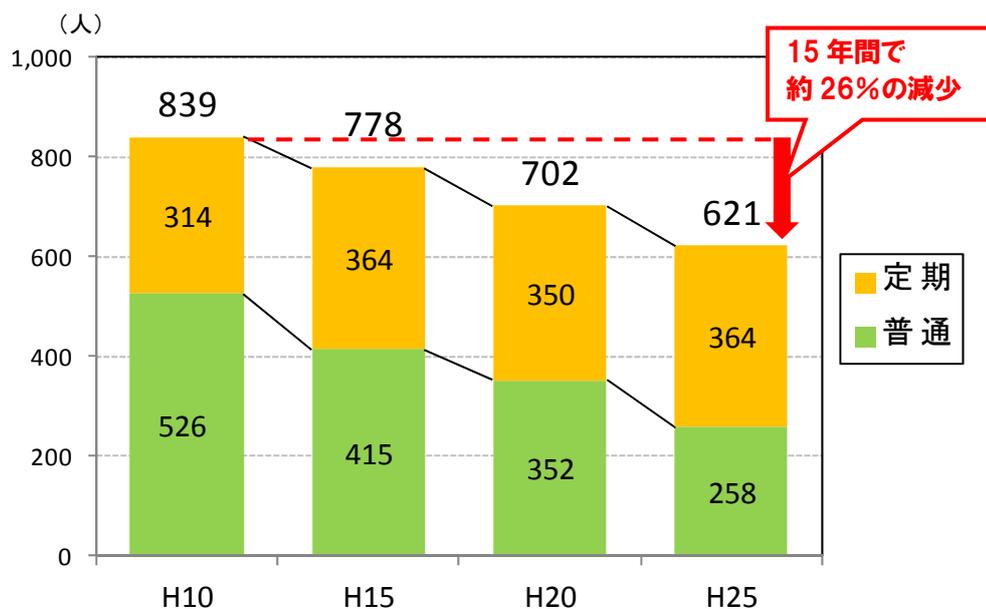
	芸備線 (三次～広島)	芸備線 (三次～備後落合)	三江線 (三次～江津)	福塩線 (三次～福山)
三次駅 発	19	7	5	7
三次駅 着	20	7	5	7

※直通運行していない便、途中駅止まりの便を含む

平成27年10月1日現在

② 利用者数

鉄道の利用者数は、減少傾向にあります。これをJR三次駅の乗車人数で見ると、平成10年から平成25年の15年間で約26%も減少しており、特に普通利用者の減少が著しい状況にあります。



[資料] 広島県統計年鑑

図 2-3 JR三次駅の乗車人数の推移

③ 三次駅周辺整備

本市の玄関口であるJR三次駅を中心に「公共交通機関の結節・拠点機能」、「観光情報発信機能」、「コミュニティ機能」を強化し、人々の交流と賑わいの創出による中心市街地の活性化を図るために三次駅周辺整備事業を推進し、平成27年度に完了しました。

表 2-3 三次駅周辺整備事業における主な事業

<p>1期事業 (平成18～22年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○十日市コミュニティセンター建設 ○三次駅西駐車場の暫定整備
<p>2期事業 (平成23～27年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通センター整備による高速バス、路線バスの乗り継ぎ等の連携強化 ○国道183号改良事業（4車線化）に合わせて駅前広場を再整備，JR三次駅舎建替え ○三次市交通観光センター整備による観光地域情報の発信，交通情報の提供，バス利用者等の交流スペースの確保 ○南北自由通路，中原踏切拡幅による鉄道で分断された南北を結ぶ安全な歩行者動線の確保



図 2-4 新しく整備されたJR三次駅

(2) 高速バスの運行状況

広域拠点間を結ぶ高速バスは、備北交通㈱、(株)中国バス、広島電鉄㈱、一畑バス㈱、中国ジェイアールバス㈱、阪急バス㈱が運行しており、広島県中心部や県外と本市間の広域交通を担っています。

表 2-4 高速バスの運行路線

平成27年10月1日現在

運行事業者	経路	備考
備北交通	広島～三次～庄原～東城	
中国バス	三次～庄原～東城～大阪	みよしワインライナー
	広島～甲山～甲奴	ピースライナー
広島交通	広島～甲山～甲奴	ピースライナー
広島電鉄	広島～三次～松江	グランドアロー
一畑バス	広島～三次～松江	グランドアロー
	広島～三次～出雲	みこと
中国ジェイアールバス	広島～三次～出雲	みこと
	広島～三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号
阪急バス	三次～新見～大阪	

高速バスの中でも、人の往来が多い三次市～広島市間は、平日に上り 39 本、下り 41 本と、非常に多くの本数が確保されています。

■三次市～広島市間の高速バス運行本数（備北交通・広島電鉄の共同運行路線）

<p>【上り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次駅→広島バスセンター間：39本（内、三次駅→広島駅間：14本） <p>【下り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島バスセンター→三次駅間：41本（内、広島駅→三次駅間：14本）

(3) 路線バスの運行状況

本市では、主に備北交通(株)と(株)中国バスが運行する路線バスの系統、本数が多くなっており、本市内の拠点間を結ぶ広域幹線交通を担っています。

表 2-5 路線バスの運行路線

平成 27 年 10 月 1 日現在

運行事業者	路線名	系統数	運行本数		
			平日	土曜	日祝日
備北交通	作木線	2	3	3	2
	赤名線	1	4	4	4
	下高野線	2	4	3	2
	宮内線	1	4	3.5	-
	湯木線	1	4	4	-
	敷名志和地線	1	4	2	-
	敷名廻神線	1	4	2	-
	上田小線	1	2.5	-	-
	畠敷線	2	9.5	9.5	9.5
	三城庄原線	4	25	12	12
	三城吉田線	2	5	5	-
	三良坂実留線	1	3	-	-
	櫃田線	1	3	3	-
	JMS線	1	1	1	-
三高上布野線	1	0.5	-	-	
中国バス	甲山-三次線	2	6	6	6
	甲奴-三次線	1	2	-	-
	上下-太郎丸線	2	3	3	-
十番交通	下津田線(土日祝運休)	1	3	-	-

※運行本数は、片道 0.5、往復 1 で算出

※路線によっては盆及び年末年始を運休

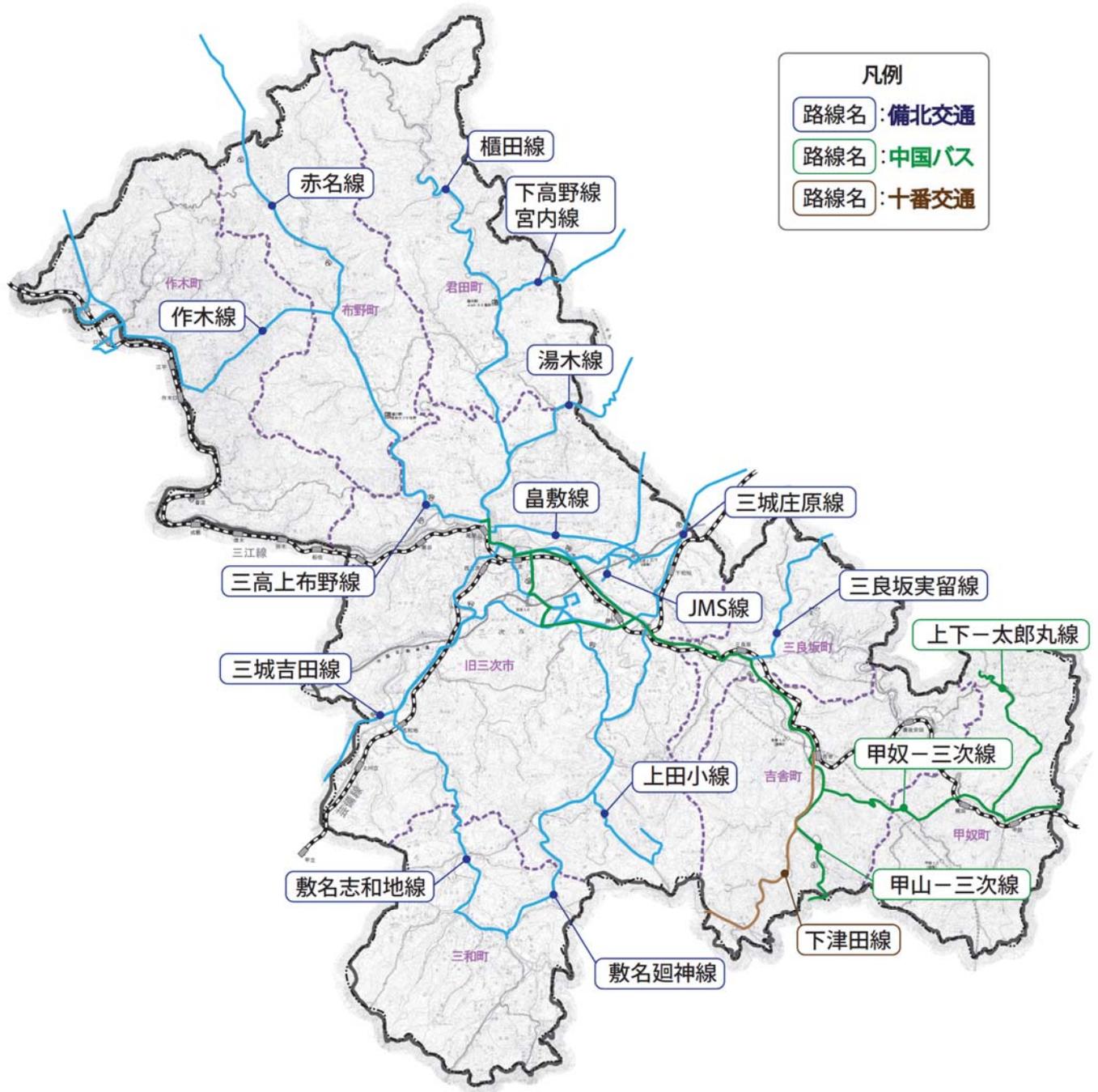
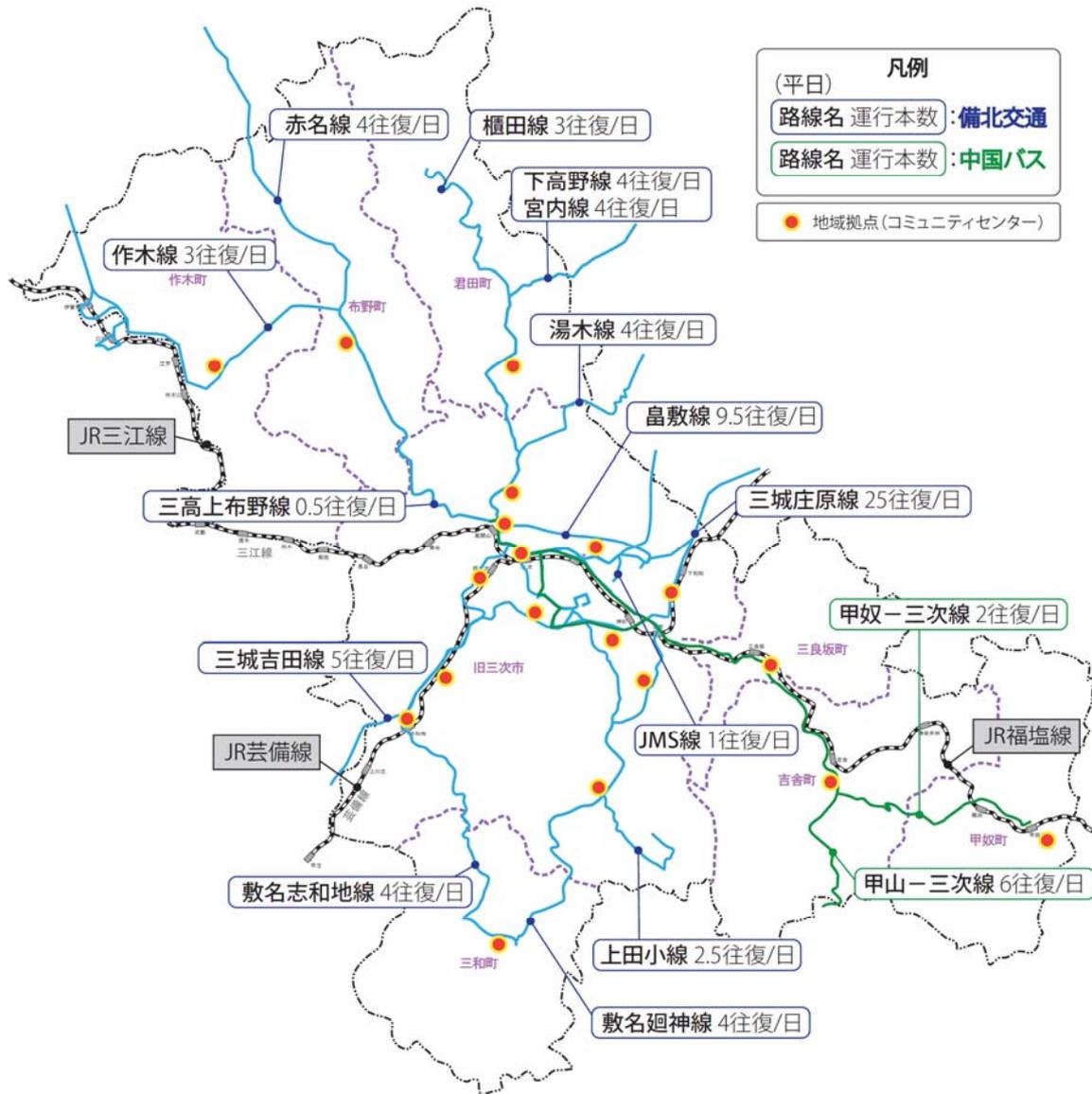


図 2-5 市内で運行する路線バス等(平成 27 年 10 月時点)

これらの路線バスのうち、周辺地域と三次駅とを連絡する便数、特に利用ニーズが高い三次駅～市立三次中央病院の便数は、次のとおりです。

① 周辺地域から三次駅前へのバス路線（平日）

周辺地域から三次駅前への便数（平日）は、地域によって偏りがあるものの、概ね2往復以上の運行が確保されています。



平成 27 年 10 月 1 日現在

図 2-6 周辺地域～三次駅における路線バスの運行本数(平日)

② 三次駅から市立三次中央病院へのバスの便数（平日）

平日の三次駅前から市立三次中央病院へ向かう便数は1日 50 便であり、特に8時台、17時台が多く、それぞれ6便/時、7便/時の運行頻度となっています。

表 2-6 三次駅前から市立三次中央病院への便数（平日）

平成 27 年 10 月 1 日現在

時刻	三次駅前の発時刻	行き先	会社名
6 時台	6:54	(甲山—三次線) 甲山営業所	中国バス
7 時台	7:22	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	7:36	(宮内線) 三次中央病院	備北交通
	7:42	(赤名線) 三次中央病院	備北交通
	7:56	(下高野線) 三次工業団地	備北交通
8 時台	8:00	(湯木線) 三次工業団地	備北交通
	8:02	(作木線) 三次工業団地	備北交通
	8:05	(櫃田線) 三次中央病院	備北交通
	8:32	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	8:35	(敷名廻神線) 三和支所	備北交通
	8:38	(敷名志和地線) 敷名	備北交通
9 時台	9:13	(三城庄原線) 庄原 BC	備北交通
	9:34	(甲山—三次線) 甲山営業所	中国バス
	9:35	(櫃田線) 三次中央病院	備北交通
	9:39	(下高野線) 三次工業団地	備北交通
	9:42	(赤名線) 三次中央病院	備北交通
10 時台	10:00	(湯木線) 三次工業団地	備北交通
	10:16	(宮内線) 三次中央病院	備北交通
	10:17	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	10:47	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
11 時台	11:08	(敷名志和地線) 敷名	備北交通
	11:09	(甲山—三次線) 吉舎 (檜村口)	中国バス
	11:25	(敷名廻神線) 三和支所	備北交通
12 時台	12:03	(三城庄原線) 庄原 BC	備北交通
	12:27	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	12:30	(甲奴—三次線) 甲奴駅前	中国バス
13 時台	13:02	(作木線) 三次工業団地	備北交通
	13:37	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	13:38	(敷名志和地線) 敷名	備北交通
	13:55	(敷名廻神線) 三和支所	備北交通
	13:56	(下高野線) 三次工業団地	備北交通
14 時台	14:00	(湯木線) 三次工業団地	備北交通
	14:36	(宮内線) 三次中央病院	備北交通
	14:42	(赤名線) 三次中央病院	備北交通
	14:44	(甲山—三次線) 吉舎 (檜村口)	中国バス
15 時台	15:07	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	15:29	(甲山—三次線) 甲山営業所	中国バス
16 時台	16:17	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	16:22	(作木線) 三次中央病院	備北交通
	16:26	(下高野線) 三次工業団地	備北交通
	16:55	(櫃田線) 三次中央病院	備北交通
17 時台	17:00	(湯木線) 三次工業団地	備北交通
	17:15	(甲奴—三次線) 甲奴駅前	中国バス
	17:16	(宮内線) 三次中央病院	備北交通
	17:18	(敷名志和地線) 敷名	備北交通
	17:25	(敷名廻神線) 三和支所	備北交通
	17:27	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
	17:59	(甲山—三次線) 甲山営業所	中国バス
18 時台	18:42	(赤名線) 三次中央病院	備北交通
	18:57	(畠敷線) 三次工業団地	備北交通
合計	50 便/日		

(4) 市街地循環バスの運行状況

市街地循環バス（愛称、くるるん）は、平成22年10月に運行を開始した、旧三次市内を運行する定時定路線型のコミュニティバスです。

① 運行概要

市街地循環バスの運行概要は、以下のとおりです。

表 2-7 市街地循環バスの運行概要

運行曜日	毎日運行
便数	8便（始発9:00～終発16:00）
運行ルート	畠敷町循環，三次町循環
運賃	大人200円，高校生まで100円，幼児・乳児は無料
運行事業者	備北交通株式会社



図 2-7 市街地循環バスの運行経路



図 2-8 市街地循環バスくるるんの車両

② 市街地循環バスの利用者数

市街地循環バスの利用者数は、年々減少する傾向にあります。平成26年度の1日あたりの平均利用者数は約45人です。

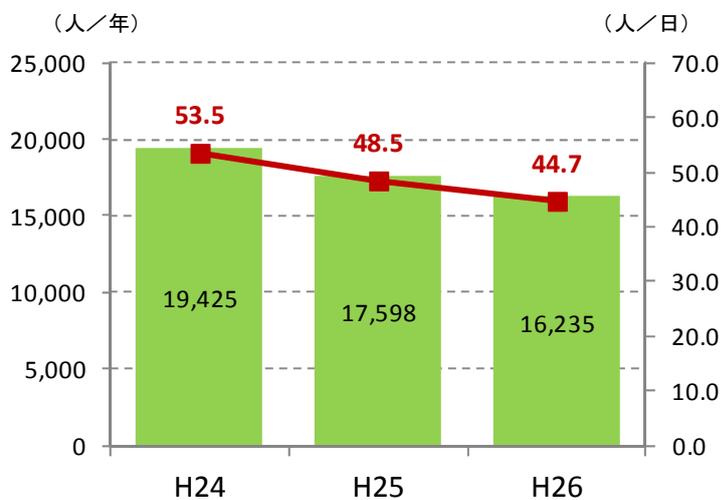


図 2-9 年間・日あたり利用者数

また、平成26年度における便別あたり平均利用者数をみると、午前中の方が午後よりも多くなっており、最も多いのは1便(9:00分発)の約7人です。

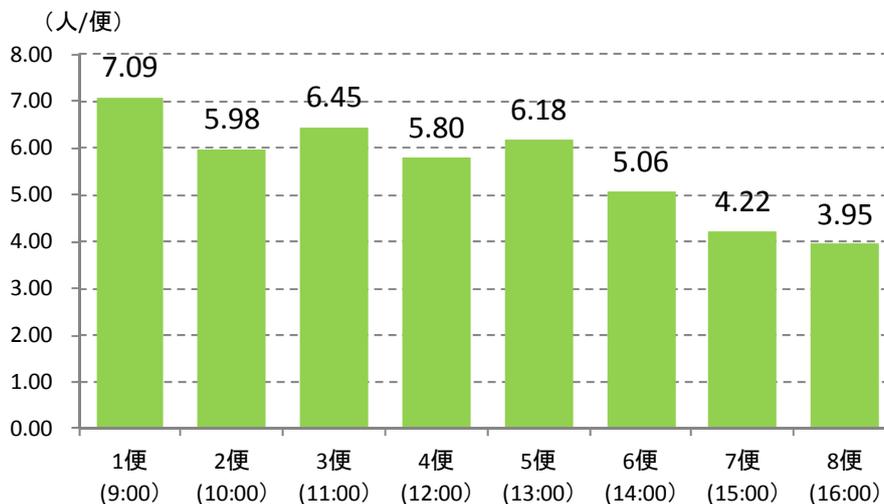


図 2-10 便あたり利用者数(平成26年度)

③ 市街地循環バスの利用実態

以下の利用実態調査結果を用いて、利用者の属性、及び利用区間について整理します。

表 2-8 利用実態調査の概要

目的	利用実態（乗降箇所、目的、満足度など）を把握する。
実施日	平成 27 年 9 月 26 日（土）、9 月 30 日（水）
実施概要	調査員が車内にてアンケート調査票を配布し、車内にて回収する。 また合わせて、可能な場合に、聞き取り調査を実施する。

ア) 利用者の属性

利用者の性別は女性が多く、概ね 8 割程度です。また年齢は、60 歳代が最も多くなっています。また平日と休日を比較すると、休日の方が比較的若い年齢にも利用されています。

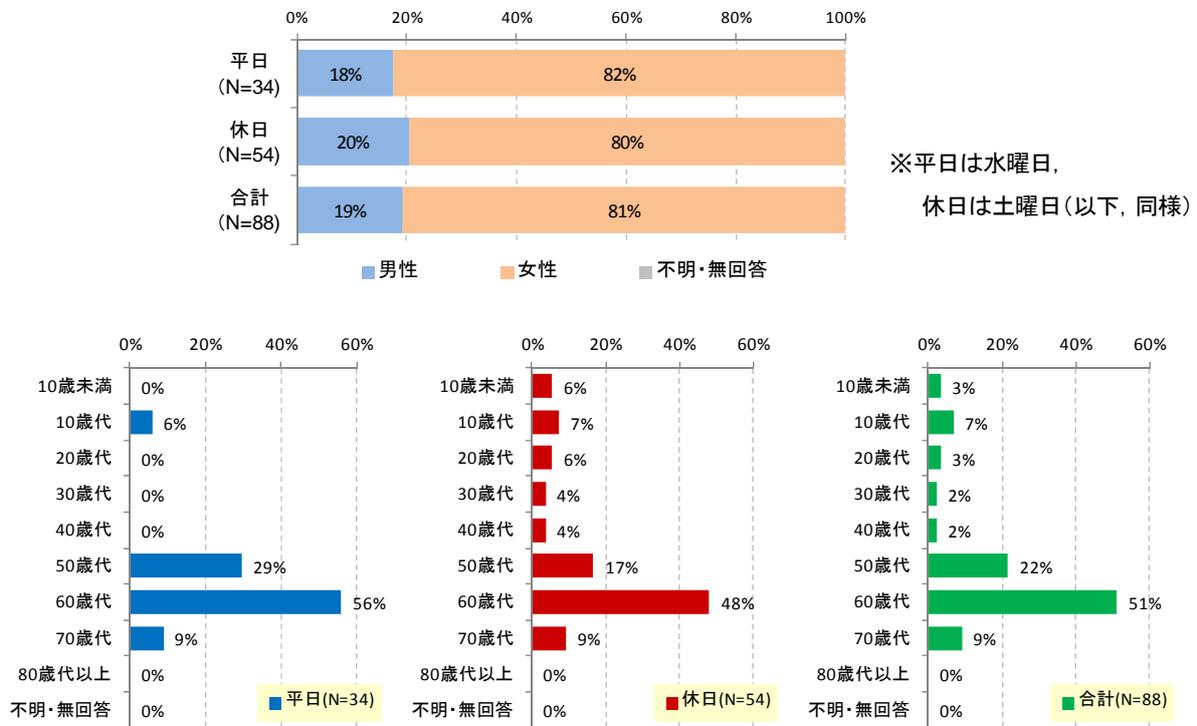


図 2-11 利用者の性別と年齢

イ) 利用目的

利用目的は、通院と買物での利用が多くを占めています。

平日と休日を比較すると、買物の割合は変わりませんが、通院は平日の方高くなっています。

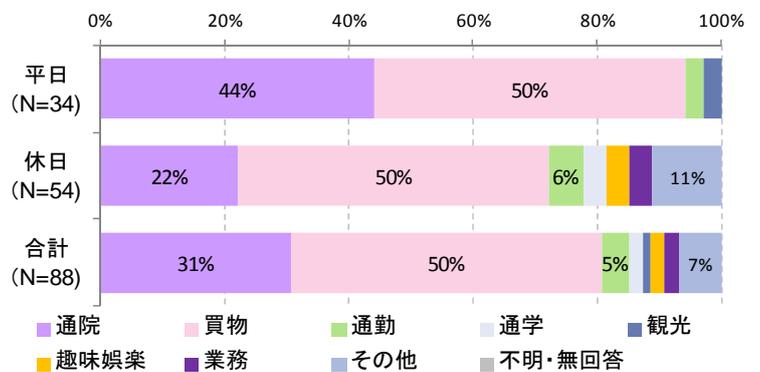


図 2-12 利用目的

ウ) 利用頻度

利用頻度は、週に1・2日が最も多く全体の約4割を占めています。ただし平日に限定すると、週3・4回利用する人の割合が最も高くなっています。

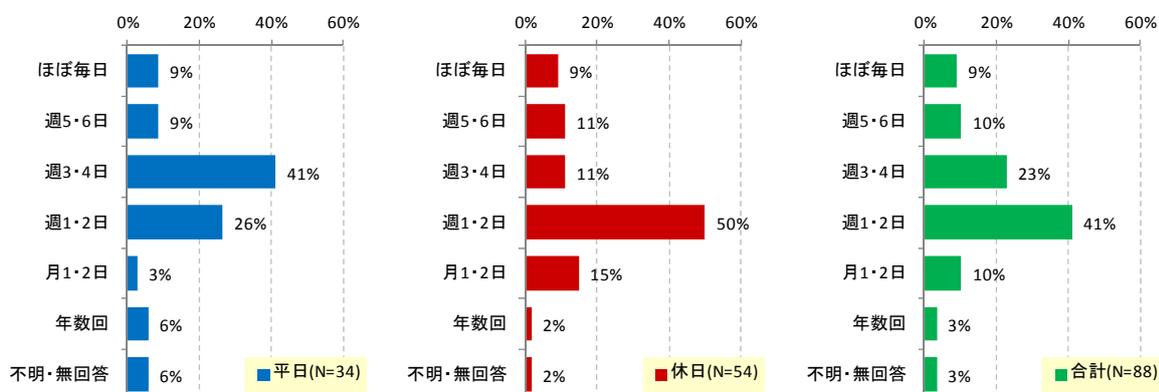


図 2-13 利用頻度

エ) 満足度

利用者における満足度では、全体の約7割が満足と感じ、逆に不満は1割弱であることから、利用者にとって満足度が高いサービスになっていることが分かります。

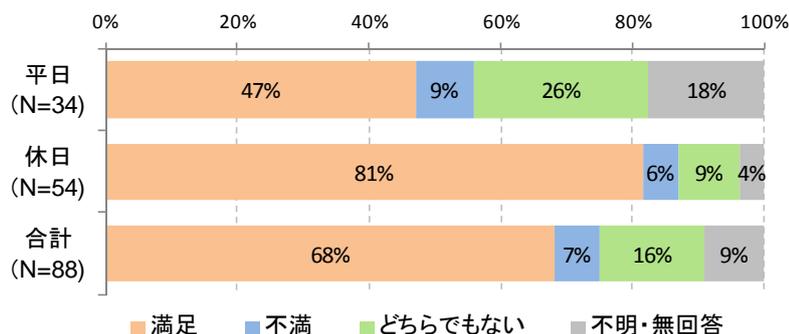


図 2-14 利用の満足度

また、利用頻度別の満足度をみると、週5日以上の高い頻度の利用者であっても不満が小さくなっています。ただし一方で、満足の割合も、頻度が高い方が小さくなっています。

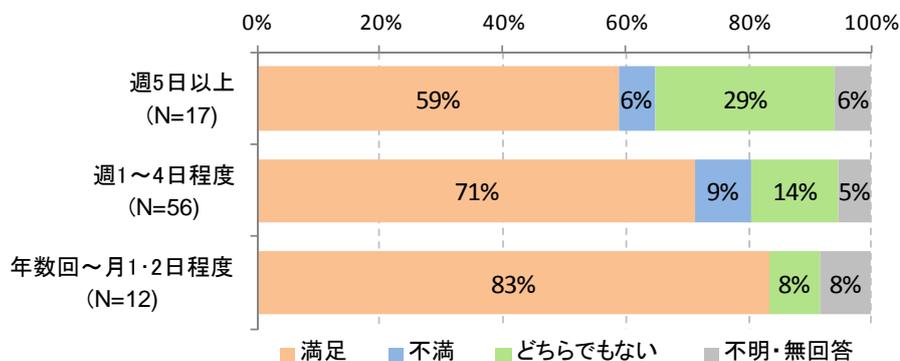


図 2-15 利用頻度別の満足度

(5) 三次市民バスの運行状況

三次市民バスは、本市の周辺部6町内において運行するコミュニティバスであり、地域内の日常的な通院や買物などを支える移動手段として、また鉄道や路線バスなど、広域的な交通手段へのアクセス手段として、その役割を果たしています。

① 運行概要

三次市民バスの運行概要は、以下のとおりです。

表 2-9 三次市民バスの運行概要

定 時 定 路 線	君田 町線	運行コース	●朝・夕Aコース（月～土） ●朝・夕Bコース（月～土） ●月・木コース ●火・金コース ●水コース
		運行事業者	有限会社君田交通
	布野 町線	運行コース	●水コース ●月・金コース
		運行事業者	有限会社君田交通
	作木 町線	運行コース	●Aコース（月・木） ●Bコース（火・金） ●Cコース（月・木） ●Dコース（火・水） ●Eコース（水・木） ●Fコース（火・金）
		運行事業者	有限会社君田交通
	吉舎 町線	運行コース	●Aコース（月・水） ●Bコース（月・水） ●Cコース（月・木） ●Dコース（火・木） ●Eコース（火・金） ●Fコース（火・金） ●医院巡回コース（月～金）
		運行事業者	有限会社十番交通
	三和 町線	運行コース	●下板木コース（火・金） ●敷名コース（月・水） ●上山コース（火・木） ●板木コース（水・金）
		運行事業者	有限会社三和タクシー
運賃（共通）		大人 100 円，小学生 50 円，小児・乳児無料	
デ マ ン ド ・ 区 域 運 行	甲奴 町線	運行エリア	●上川・福田・梶田の一部エリア（水・金） ●宇賀・広石・梶田の一部エリア（火・木） ●小童・西野・本郷エリア（月・木） ※往路はデマンド型，復路は定時路線として運行
		運賃	大人 300 円，小学生 150 円，小児・乳児無料
		運行事業者	有限会社甲奴タクシー

② 三次市民バスの利用者数と利用実態

三次市民バスの路線別利用者数と利用実態（利用者の年齢，利用目的）を，以下より整理します。なお，利用実態は下表の調査結果を活用しています。

表 2-10 利用実態調査の概要

目的	利用実態（乗降箇所，目的，満足度など）を把握する。
実施日	平成 24 年 10 月 15 日（月）～11 月 7 日（水）
実施概要	調査員が車内にて聞き取り調査を実施する。 ※デマンド方式の甲奴町線は対象外

a. 君田町線

ア) 利用者数

君田町線の利用者数は，平成 24 年度以降減少する傾向にあります。平成 26 年度の 1 日あたりの平均利用者数は約 6 人です。

コース別では，スクール便の役割も担う朝・夕コースの利用者数が比較的多くなっています。ただし，朝Bコースは年々大きく減少しています。その他の利用者数は，概ね 1 便あたり 2～3 人です。



図 2-16 年間・日あたり利用者数

※日あたりは，運行のべ日数あたりのこと

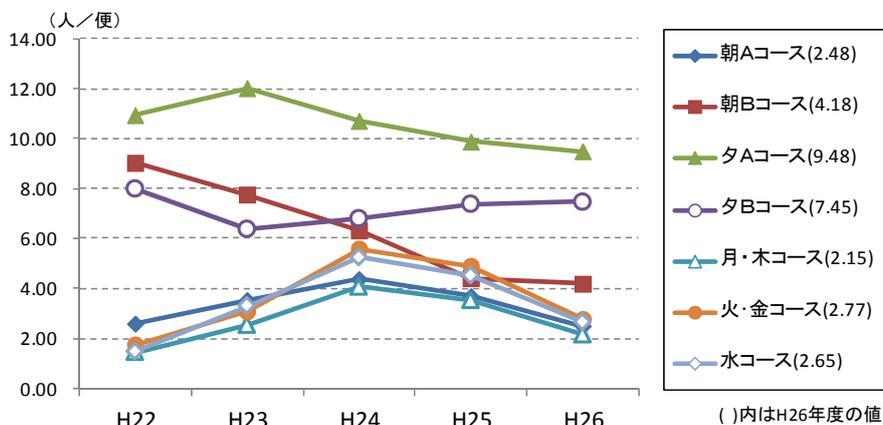


図 2-17 便あたり利用者数

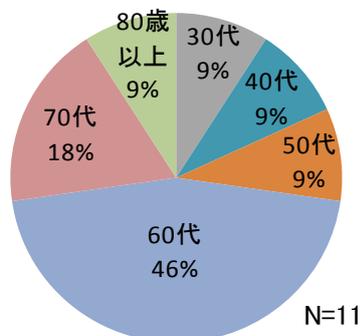


図 2-18 便あたり利用者数

イ) 利用実態

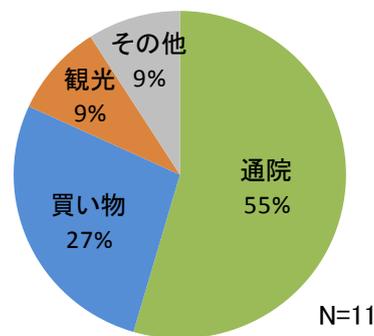
君田町線の利用者は、60歳代が最も多くなっています。(他の三次市民バスよりも若い傾向にあります。)

また利用目的は、通院が半数強で、買い物が約3割です。



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-19 利用者の年齢構成



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-20 主な利用目的

b. 布野町線

ア) 利用者数

布野町線の利用者数は、年々少しずつ減少する傾向にあります。平成26年度の1日あたりの平均利用者数は約16人で、三次市民バスの中で最も多くなっています。

コース別では、水コースの利用者数が最も多く約10人ですが、経年的には減少しています。月・金コースの利用者数は1便あたり約7人、送り便は約5人であり、微減傾向になっています。



図 2-21 年間・日あたり利用者数

※日あたりは、運行のべ日数あたりのこと

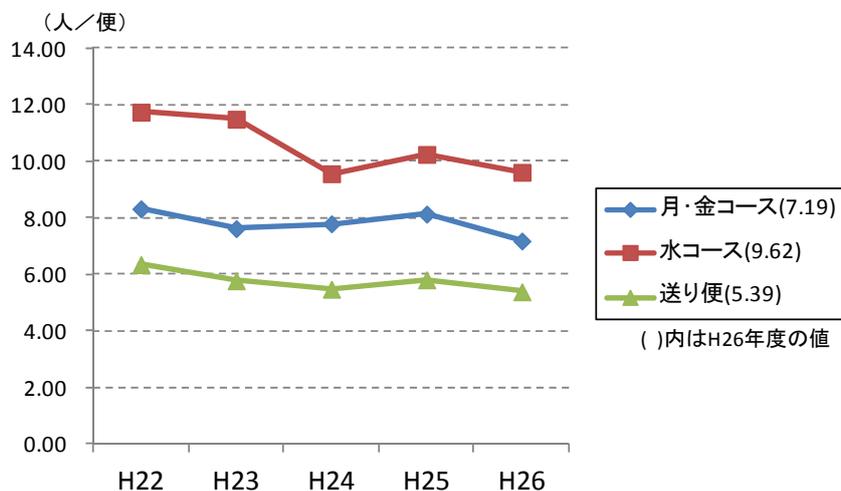


図 2-22 便あたり利用者数

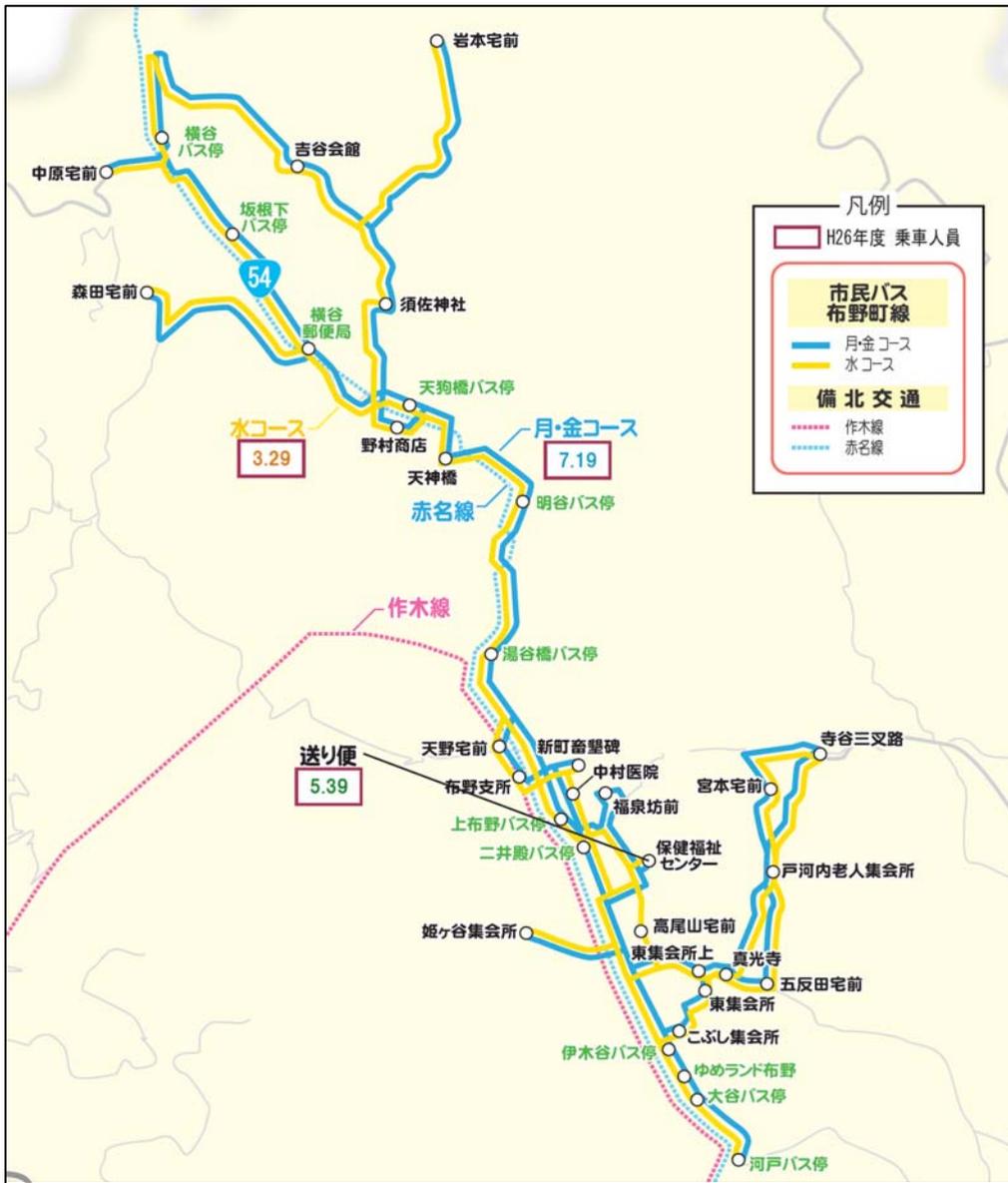
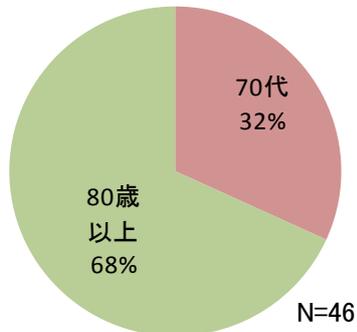


図 2-23 便あたり利用者数

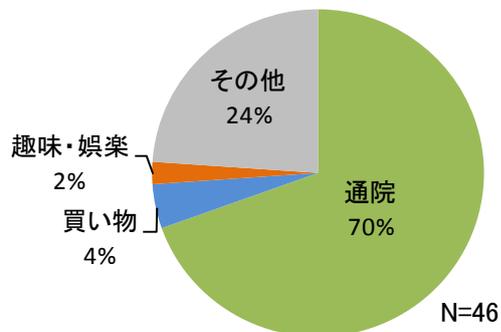
イ) 利用実態

布野町線の利用者は70代と80歳以上のみで、80歳以上が約7割を占めます。また利用目的は、通院が約7割となっています。



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-24 利用者の年齢構成



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-25 主な利用目的

c. 作木町線

ア) 利用者数

作木町線の利用者数は、平成26年度に大きく減少しています。平成26年度の1日あたりの平均利用者数は約8人です。

コース別にみても、いずれのコースも平成26年度に大きく減少しています。

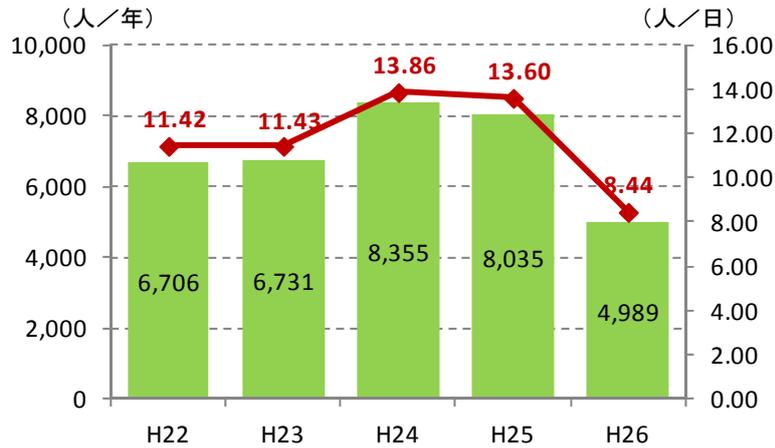


図 2-26 年間・日あたり利用者数

※日あたりは、運行のべ日数あたりのこと

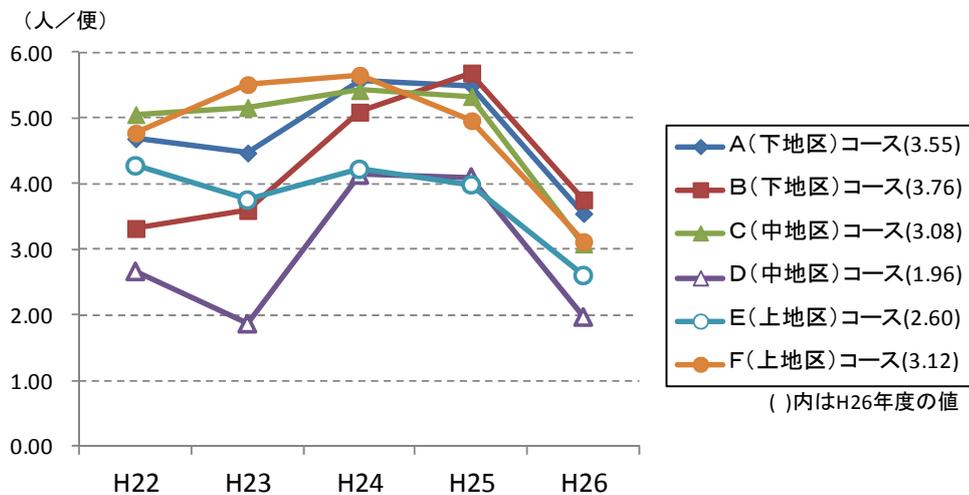


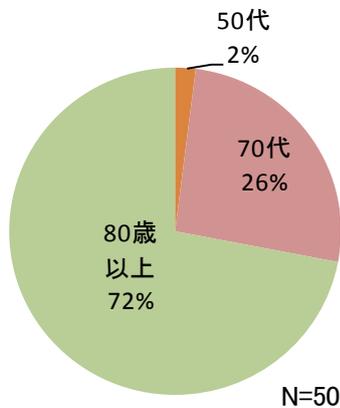
図 2-27 便あたり利用者数



図 2-28 便あたり利用者数

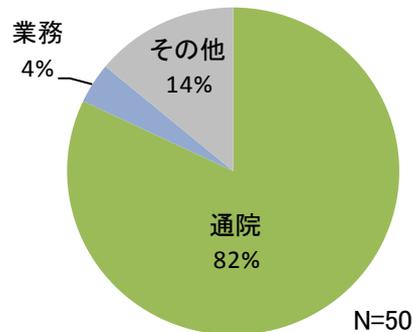
イ) 利用実態

作木町線の利用者は、80歳以上が最も多く、約7割を占めます。
また利用目的は、通院が約8割となっています。



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-29 利用者の年齢構成



[資料] 平成 24 年利用実態調査

図 2-30 主な利用目的

d. 吉舎町線

ア) 利用者数

吉舎町線の利用者数は、減少傾向にあります。平成26年度の1日あたりの平均利用者数は約5人です。

コース別では、医院巡回便以外は減少しています。

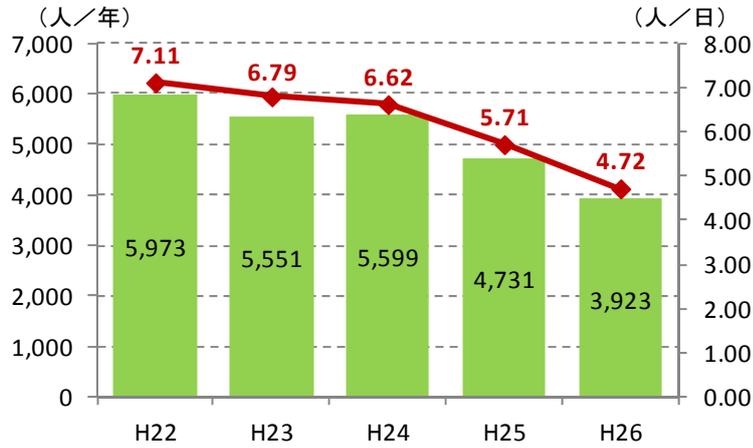


図 2-31 年間・日あたり利用者数

※日あたりは、運行のべ日数あたりのこと

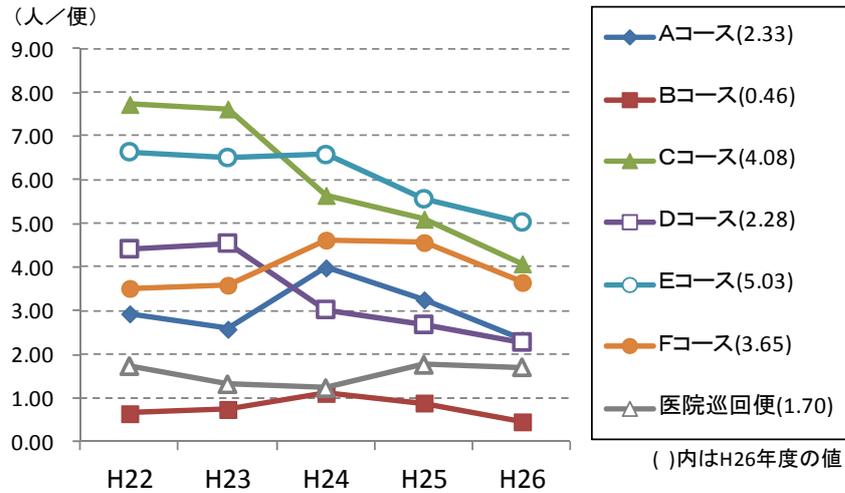


図 2-32 便あたり利用者数

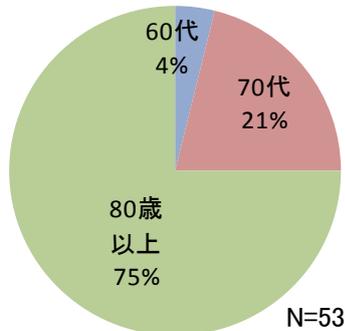


図 2-33 便あたり利用者数

イ) 利用実態

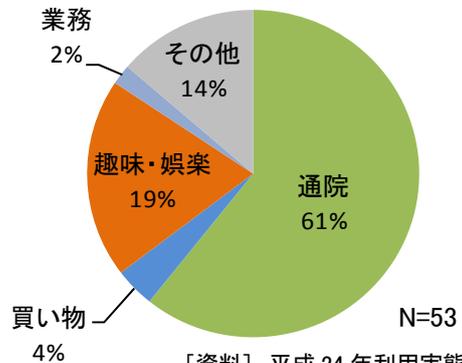
吉舎町線の利用者は、80歳以上が最も多く、約8割を占めます。

また利用目的は、通院が約6割、次いで趣味・娯楽が約2割となっています。



[資料] 平成24年利用実態調査

図 2-34 利用者の年齢構成



[資料] 平成24年利用実態調査

図 2-35 主な利用目的

e. 三和町線

ア) 利用者数

三和町線の利用者数は、平成22年度から平成23年度にかけて大きく減少しましたが、それ以降は微減傾向になっています。平成26年度の1日あたりの平均利用者数は約12人です。

コース別では、特に上山コース、板木コースが大きく減少しています。しかし板木コースは平成26年に増加しています。また下板木コースはほぼ横ばい、敷名コースは減少傾向ですが、平成26年度に増加しています。



図 2-36 年間・日あたり利用者数

※日あたりは、運行のべ日数あたりのこと

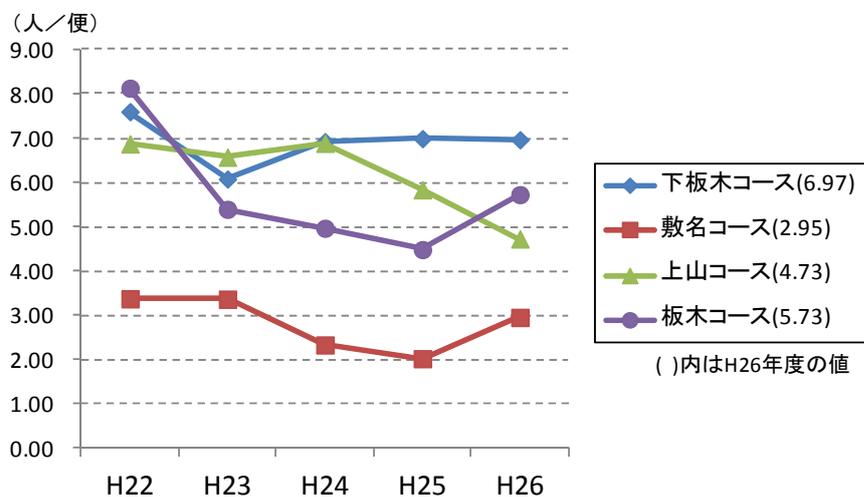


図 2-37 便あたり利用者数



図 2-38 便あたり利用者数

イ) 利用実態

三和町線の利用者は、80歳以上が最も多く、約6割を占めます。

また利用目的は、通院が約7割、次いで買い物が約2割がとなっています。

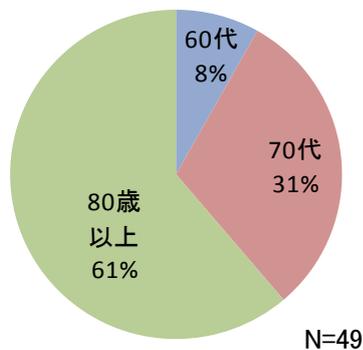


図 2-39 利用者の年齢構成

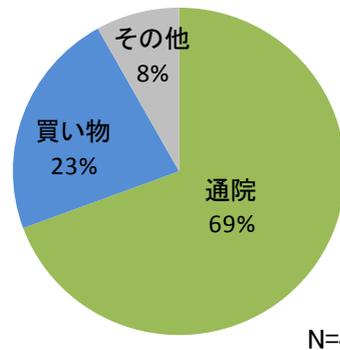


図 2-40 主な利用目的
[資料] 平成 24 年利用実態調査

f. 甲奴町線

ア) 利用者数

甲奴町線の利用者数は、平成 24 年 1 月にデマンドに移行して以降、減少傾向にあります。

エリア別では、宇賀エリアの利用は増加しているものの、小童エリア，上川エリアは減少傾向にあります。

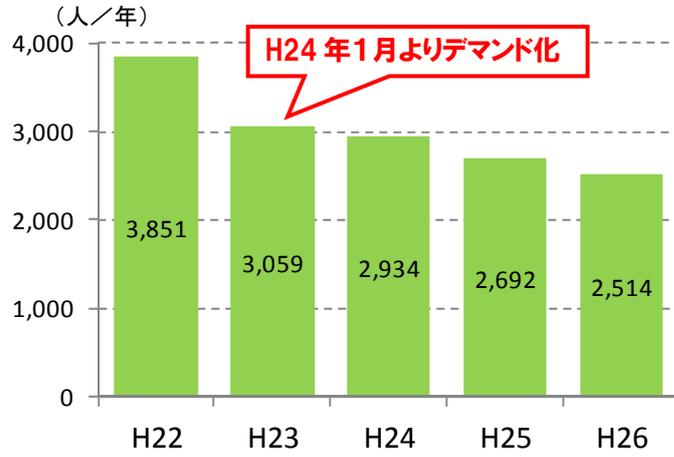
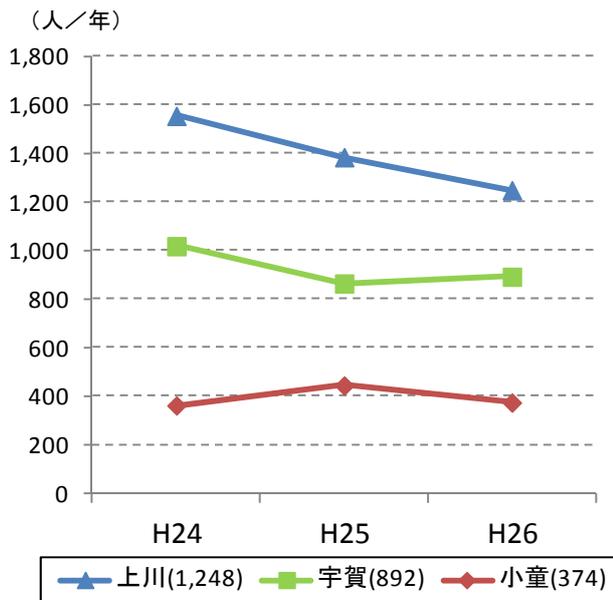


図 2-41 年間利用者数



()内はH26年度の値

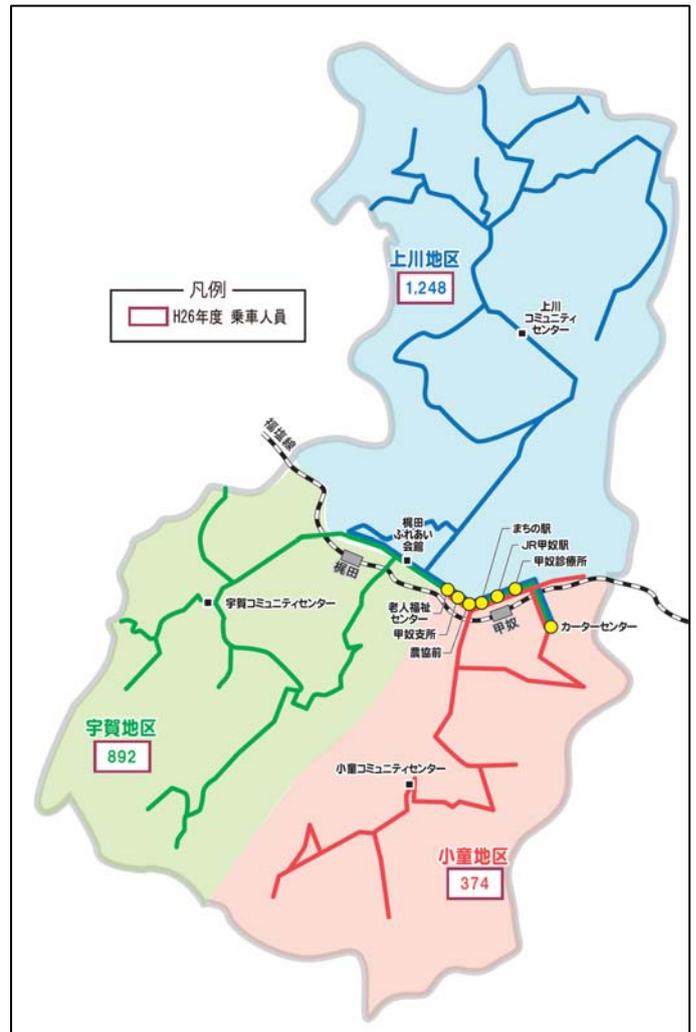


図 2-42 エリア別利用者数(デマンド化移行後)

(6) ふれあいタクシーみらさかの運行状況

ふれあいタクシーみらさかは、三良坂町内で運行するデマンド方式・区域運行を行う公共交通です。運行ダイヤは定められていますが、予約がない便は運行しないため、効率の良い運行となっています。

① 運行概要

ふれあいタクシーみらさかの運行概要は、以下のとおりです。

表 2-11 ふれあいタクシーみらさかの運行概要

運行曜日	月曜日，水曜日，金曜日
運賃	大人 300 円，小学生 150 円，幼児・乳児は無料
運営主体	三次広域商工会（本市が三次広域商工会へ運行補助を実施）
運行主体	有限会社三良坂タクシー，白梅タクシー有限会社

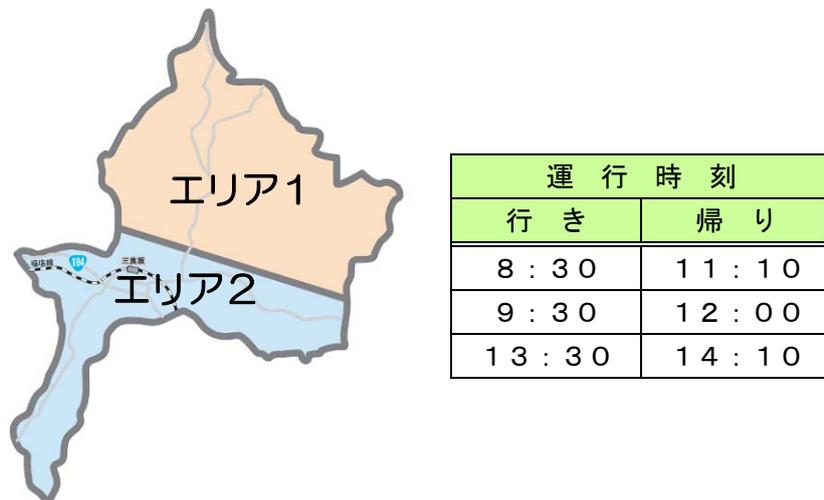


図 2-43 ふれあいタクシーみらさかの運行エリアと時刻表

② 利用者数

利用者数は年々減少する傾向にあります。平成 22 年度から平成 26 年度への伸び率はエリア 1 では 0.66，エリア 2 では 0.65 であり，どちらのエリアも同様に減少しています。

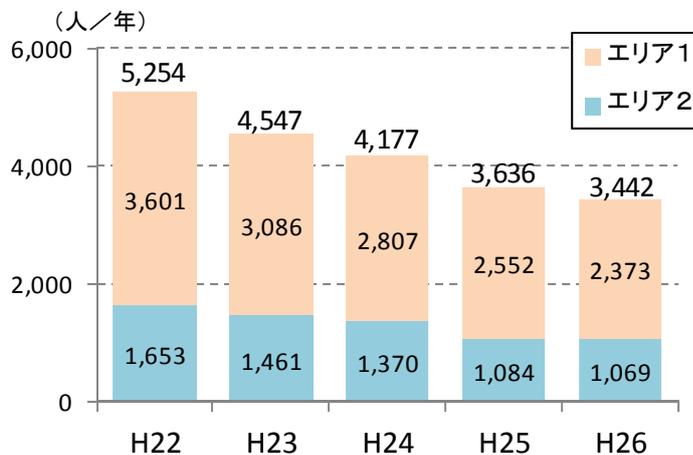


図 2-44 ふれあいタクシーみらさかの年間利用者数

(7) さくぎニコニコ便の運行状況

さくぎニコニコ便は、NPOが運営主体として平成23年10月より運行が始まった公共交通（自家用有償運送）です。作木町を中心にデマンド方式で区域運行を行っており、運行ダイヤは定められていますが、予約がない便は運行しません。

① 運行概要

さくぎニコニコ便の運行概要は、以下のとおりです。

表 2-12 さくぎニコニコ便の運行概要

エリア	上地区（月曜日） 下地区（水曜日） 中地区（金曜日）
運賃	一乗車 300 円
運営主体	NPO法人元気むらさくぎ （NPOが保有する車両で移送サービスを実施）

② 利用者数

平成26年度の利用者数は331人で、平成24年度から26年度にかけて減少する傾向にあります。

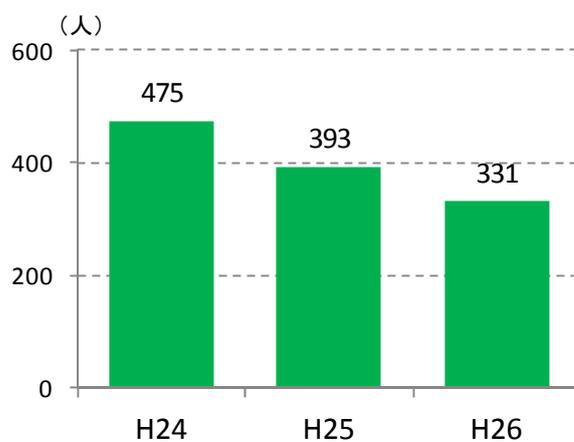


図 2-45 さくぎニコニコ便の利用者数



図 2-46 さくぎニコニコ便の車両

(8) 三次市民タクシー制度の利用状況

三次市民タクシー制度は、バス等の公共交通が利用できない地域の生活交通を確保するために、タクシーの共同利用に対して運賃補助を行う仕組みです。

① 制度の概要

三次市民タクシー制度の概要は、次のとおりです。

【利用条件】

- 公共交通が運行していない地域であり、医療施設、福祉施設等から原則2km以上離れている地域であること
- 交通手段を有していない住民が利用組合を設置し、タクシー会社との連絡調整等を行うこと（会計処理、市への補助申請等は、利用組合自身が行う、もしくは住民自治組織が担う）
- 利用組合は、2世帯2人以上で設置すること
- 2人以上で利用すること（やむを得ないと認める場合は、この限りではない）

【事業者への委託】

- 利用組合が民間運送事業者へ運行を委託

【運行可能日数】

- 制度を活用して運行できる日数は、1利用組合あたり最大週2日

【運賃補助】

- 当事業を利用すると運賃の半額が市から利用組合へ補助される

② 住民自治組織による制度支援

住民自治組織が利用者に代わって補助金申請事務を行っている利用組合もあり、平成27年度からは、粟屋町づくり協議会で取組が始まっています。

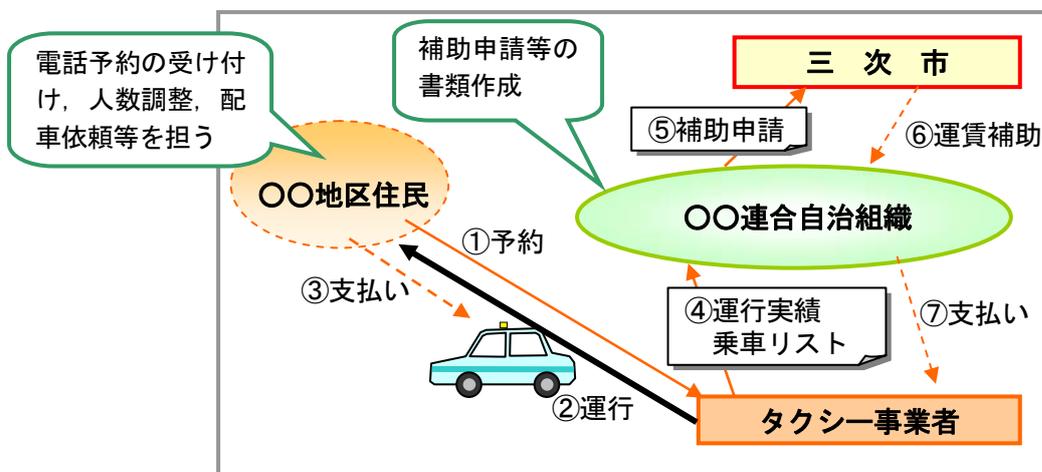


図 2-47 住民自治組織と連携した三次市民タクシー制度

③ 利用組合数と利用者数

市町村合併当初の利用組合数は8組合でしたが、徐々に減少し、稼働している組合が一時期3組合になりました。しかし平成27年度は、栗屋町づくり協議会が事務局を担う3組合が増加し、6組合になっています。

利用者数は、平成21年度以降、減少する傾向にあり、平成26年度は1,048人となっています。

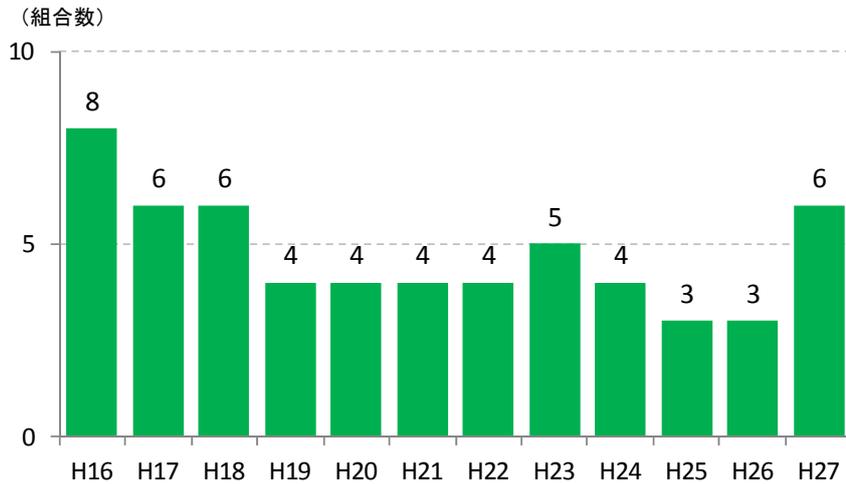


図 2-48 三次市民タクシー制度の利用組合の数

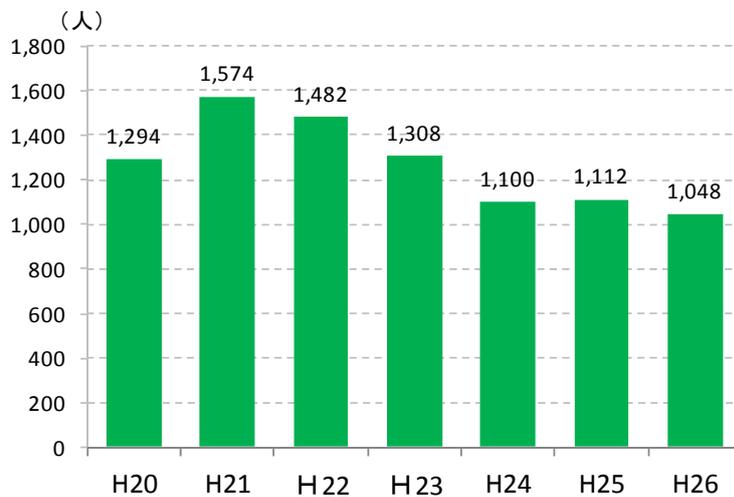


図 2-49 三次市民タクシー制度の利用者数

(9) タクシー事業者の状況

広島県タクシー協会に加盟している三次市内のタクシー事業者は13社で、ほとんどの事業者が旧三次市に営業所を持っています。布野町、作木町にはタクシー事業者はありません。

表 2-13 タクシー事業者

平成 27 年 10 月現在

所在地	業者名	車両数
旧三次市	三次みどりタクシー(株)	11
	(有)芸備タクシー	23
	塩町タクシー	3
	志和地タクシー	2
	(株)アサヒタクシー三次	21
君田町	(有)君田交通	4
三良坂町	白梅交通(有)	5
	(有)三良坂タクシー	5
吉舎町	十番交通(有)	7
	中央タクシー	5
	(有)駅前タクシー	2
三和町	(有)三和タクシー	5
甲奴町	(有)甲奴タクシー	7

[資料] (一社)広島県タクシー協会

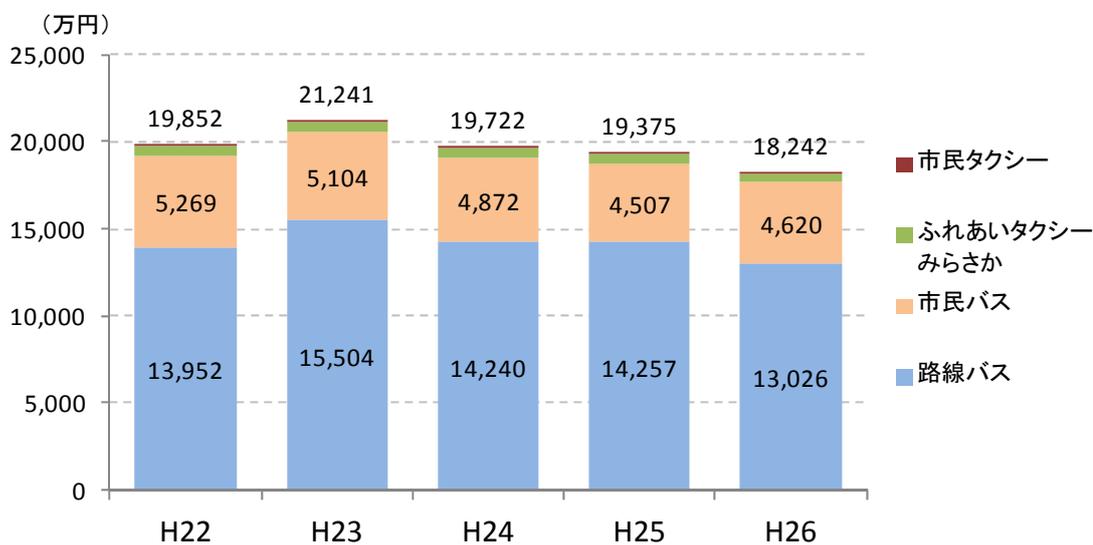
2.2.2. 運行に係る補助金の推移

本市における地域公共交通への補助金は、概ね2億円の水準を維持しており、さらに平成23年以降は、不効率的なバス路線の見直し等により、補助金額は徐々に減少しています。

表 2-14 本市による運行補助額

(万円)

	H22	H23	H24	H25	H26
路線バス	13,952	15,504	14,240	14,257	13,026
市民バス	5,269	5,104	4,872	4,507	4,620
ふれあいタクシー みらさか	558	558	558	558	548
市民タクシー	84	75	53	54	48
	19,862	21,241	19,722	19,375	18,242



※市街地循環バス「くるるん」は路線バスに含まれている

図 2-50 本市による運行補助額

3 市の福祉サービス(主な移動支援関連事業)

三次市における福祉関連の事業のうち、移動支援に関する主なものとしては、以下があります。

- ①高齢者外出支援サービス事業（福祉保健部 高齢者福祉課）
- ②福祉タクシー等助成券（福祉保健部 高齢者福祉課）
- ③移動支援事業（福祉保健部 高齢者福祉課）
- ④市外の通所施設等への交通費助成（子育て・女性支援部 女性活躍支援課）

3.1. 高齢者外出支援サービス事業

ひとり暮らしや高齢者等で疾病や障害などにより自力歩行が困難であるため一般の交通手段の利用ができない方に対して、移送用車両（リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車）で居宅から医療機関等へ送迎するサービスを実施しています。

通行距離に応じて乗車料金を助成します。

【利用対象者】

移送サービスの利用対象者は、市内に住所を有し、次のいずれにも該当する方。

- (1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯若しくは、これに準ずる世帯に属する高齢者で、家族の支援が困難な方
- (2) 疾病、障害等により自力歩行が困難又は寝たきりの状態であるため、一般の交通手段の利用が困難な方（※概ね障害者手帳（下肢障害）1・2級又は、要介護認定4・5）
- (3) 市民税非課税世帯に属する方

【利用者負担】

運行距離に応じた金額の利用券を発行する。ただし、運賃と利用券の金額との差額は利用者負担。また、介護費用等の必要経費は利用者負担。

【利用券交付内容】

運行距離に応じて交付。ただし、片道 30km 以上の場合は、6,000 円を上限とする。（※利用回数の制限：月2回（2往復）まで。）

【運行の実施日】

原則として、祝祭日を除く月曜日から土曜日（午前8時30分～午後5時）
利用日の7日前までに利用申請書を提出。

3.2. 福祉タクシー等助成券

タクシーを利用する場合の乗車料金を、乗車している車への燃料給油を助成します。

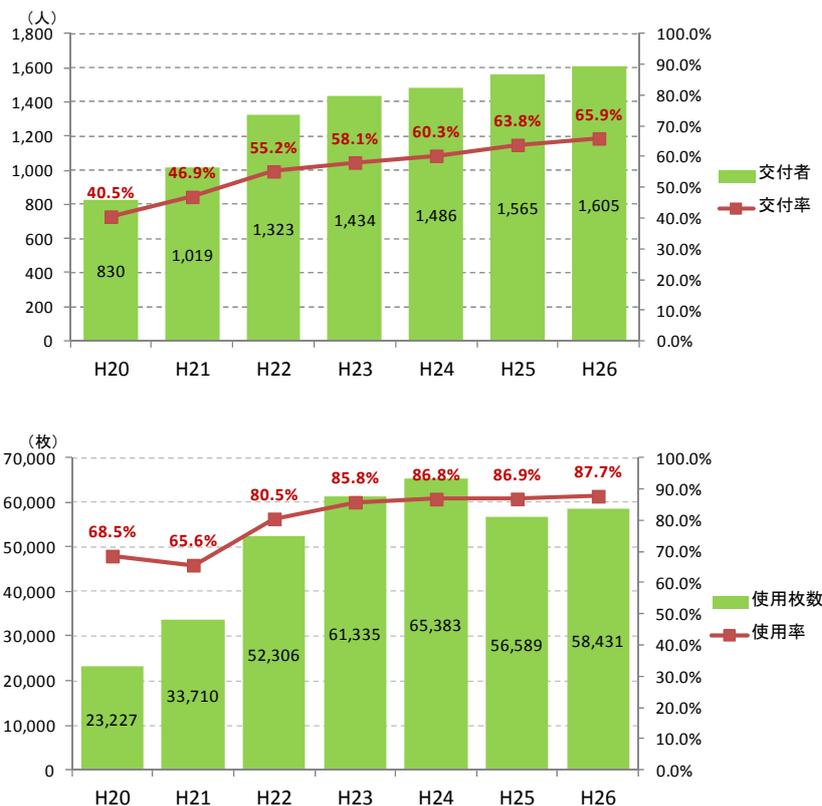
【対象者】

- 身体障害者手帳 1級, 2級, 3級の一部(体幹, 下肢, 視覚, 腎臓障害)
- 療育手帳 (A), A, (B)
- 精神障害者保健福祉手帳 1級, 2級

【交付内容】

- ・年間 40 枚 (一枚 500 円分)
(障害者本人が自動車の運転が可能で、自動車税・軽自動車税の減免を受けている場合は 20 枚)
 - ・じん臓機能障害で人工透析治療を受けている方は 80 枚
- ※平成 27 年 10 月 1 日以降の申請からは交付枚数が 1/2

福祉タクシー等助成券の利用者は、年々増加する傾向にあります。



※H22 年 7 月からタクシーと自動車用燃料の共通券実施

※H25 年度から 1 枚あたりの単価を 500 円に変更

図 3-1 福祉タクシー等助成券の交付と使用状況

3.3. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に外出のための支援を行います。なお、通院介助は移動支援事業の対象にならず、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護又は行動援護での支給決定となります。

【利用目的】

買い物、イベントへの参加、散歩など。

※通学や施設通所の付き添いには利用できない。

【対象者】

肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

○身体介護なし・・・肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

○身体介護あり・・・重度の肢体不自由者（児）

○行動援護・・・重度の行動障害のある知的障害者（児）、精神障害者（児）

【利用者負担】

時間等に応じた利用者負担、また、世帯の課税状況等に応じた基本額の負担が必要。

3.4. 市外の通所施設等への交通費助成

障害児通所施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。

【対象者】

○通所施設・放課後等デイサービス施設等を月1回以上利用している児童の保護者

【助成額】

・通所1日あたり定額 650 円

4 関連計画

4.1. 三次市まち・ゆめ基本条例

施行日 : 平成 18 年 4 月 1 日

目的 :

市民と市議会および市が、それぞれの権利や役割・責務等を明らかにし、信頼関係を基本に、協働して自律した地域社会を創るための、基本的な考え方や仕組みを定め、自治を実現していくこと。

本条例は、憲法及び地方自治法で規定された地方自治の本旨に則り、まちづくりの主体である市民と市議会及び市が、信頼関係を基本にそれぞれの権利や役割、責務等を明らかにして、協働して自律した地域社会をつくるための基本的な考え方や仕組み（まちづくりの憲法・ルール）を定めるものです。

■まちづくりの理念 「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるもの」

■まちづくりの基本原則

「まちづくりは、市民と市議会及び市が協働して進め、市民がその成果を受けるもの」

■まちづくりの基本三原則

市民参加のまちづくり／協働のまちづくり／情報の共有と公開

また、市民が主体的に自らの地域を創造し、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげるといった考え方を目指し、市民の権利と責務、市議会の役割と責務、市の役割と責務が明記されており、特に市民の責務や地域自治活動に関しては、次が記載されています。

【市民の責務】

- 市民は、社会全体の利益を考え、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
- 市民は、自ら解決できる問題は自ら解決するように努めなければなりません。
- 市民は、地域を守り育てていくため、お互いに助け合わなくてはなりません。
- 市民は、地域のまちづくりを担う人材を地域全体で育てなくてはなりません。
- 市民は、次の世代へ引き継いでいけるまちづくりに努めなければなりません。

【地域自治活動の役割】

- 地域自治活動は、このきまりに基づいて、広く市民の理解を得るよう努めなければなりません。
- 地域自治活動は、地域の人やいろいろなものを活かし、個性的で主体的な活動に努めるものとします。

※地域公共交通づくりもまちづくりの一部です。「三次市まち・ゆめ基本条例」に従い、市民参加や協働のまちづくりの考え方を根底に置く必要があります。

4.2. 第2次三次市総合計画

計画期間	: 平成 26 年度から平成 35 年度
計画の役割	: 今後 10 年間の市行政の基本的な方針を定めたまちづくりの指針

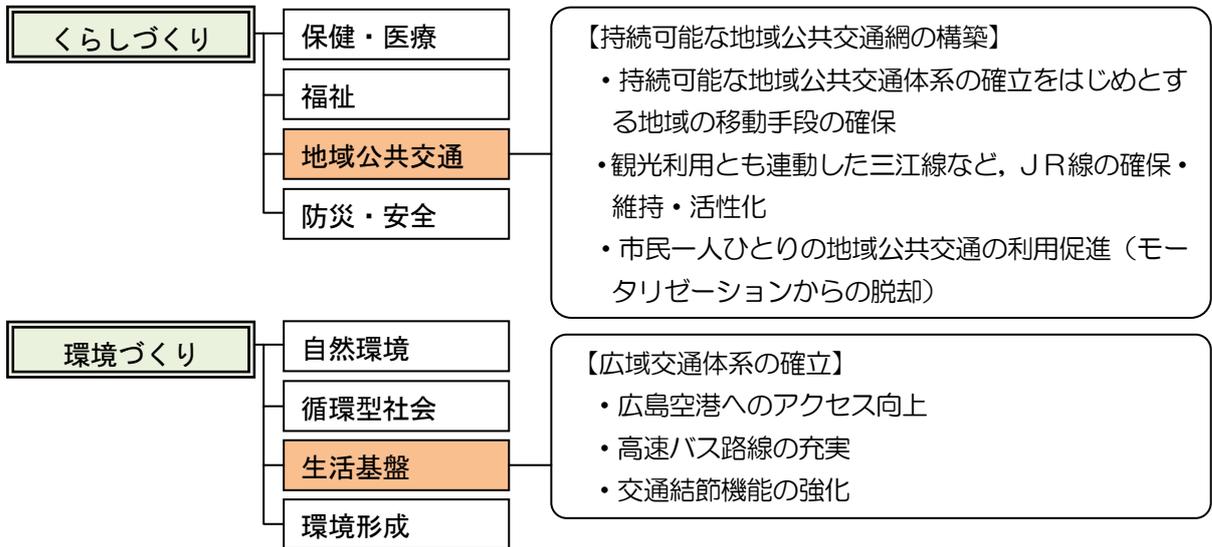
三次市では、まちづくりの総合指針である「第2次三次市総合計画」が平成26年3月に策定されています。この計画では、平成35年度までのまちづくりの基本理念、めざすまちの姿、取組の柱や、これらに従う主要施策をとりきめています。

- まちづくりの基本理念 「市民のしあわせ実現」
- めざすべきまちの姿 「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」
～中山間地の未来を拓拠点都市・三次～
- まちづくりの取組の柱
ひとづくり／くらしづくり／仕事づくり／環境づくり／しくみづくり

取組の柱「くらしづくり」のうち、「地域公共交通」に関しては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の課題に対応した住まいの確保や地域公共交通、買い物など、総合的な生活支援を進めると明記されています。

また、「環境づくり」のうち、「生活基盤」に関しては、活力ある都市づくりを進めるために、広域交通の充実、安全で快適な道路環境や生活環境の整備、都市の中核性・拠点性の強化に取り組みと明記されています。

■まちづくりの取組



資料：第2次三次市総合計画（平成26年3月策定）

図 施策体系と地域公共交通の位置付け

4.3. 三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略

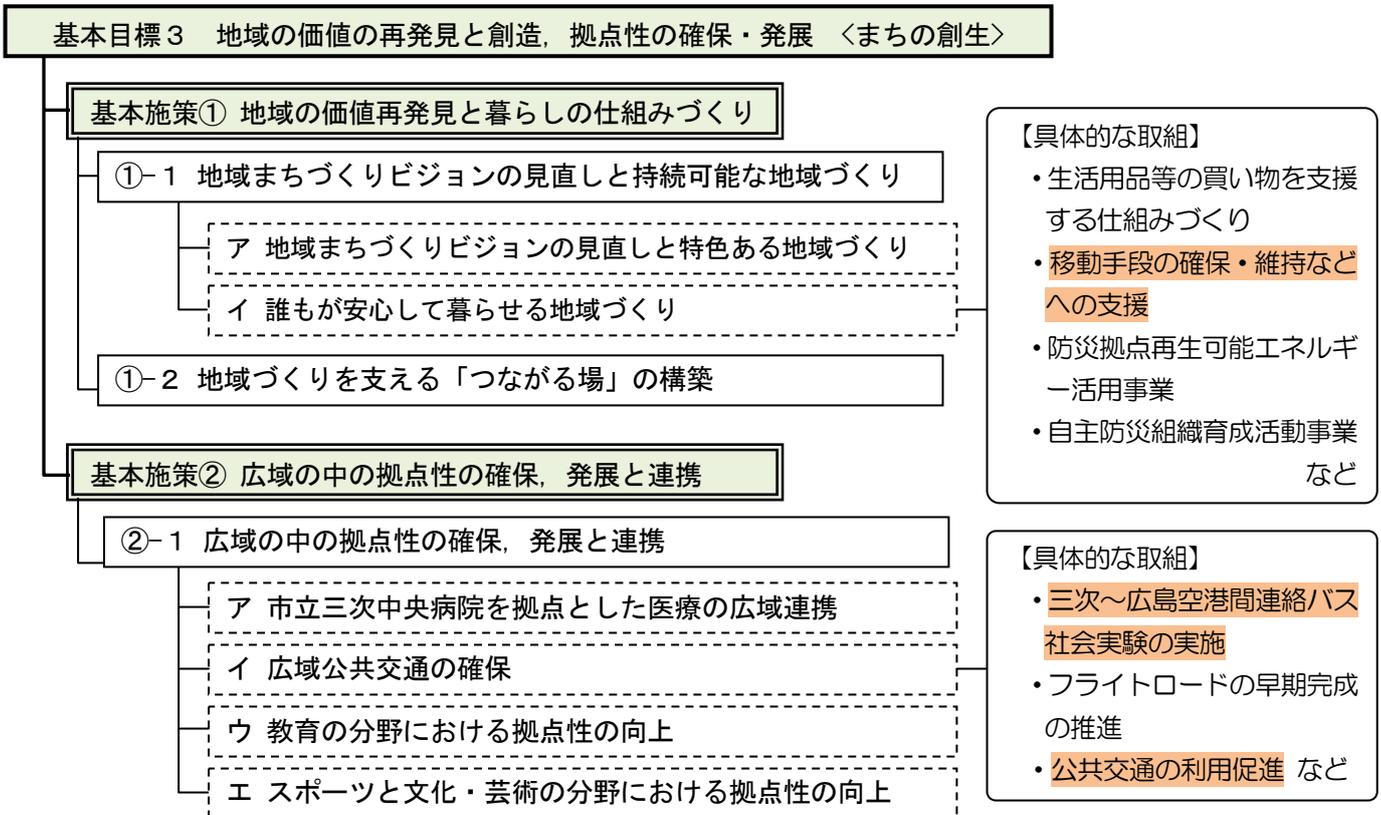
計画期間	：平成 27 年度から平成 31 年度
計画の役割	：まち・ひと・しごとの創生に係る施策を実行するための戦略

三次市では、まちづくりの総合指針である「第 2 次三次市総合計画」に沿って進めている諸施策のうち、まち・ひと・しごとの創生に係る施策を重点化し、戦略的に実行していくために「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

- めざす姿（総合計画と整合）「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」
～中山間地の未来を拓拠点都市・三次～
- 主 題 「人口減少・少子高齢社会への挑戦」
- 基本目標 1) 豊かな地域資源とネットワークを活用した仕事づくり 〈仕事の創生〉
2) 日本一の子育て支援，女性活躍促進と定住対策の推進 〈ひとの創生〉
3) 地域の価値の再発見と創造，拠点性の確保・発展 〈まちの創生〉

基本目標 3 「地域の価値の再発見と創造，拠点性の確保・発展」のうち、「地域まちづくりビジョンの見直しと持続可能な地域づくり」では，具体的な施策として，誰もが安心して暮らせる地域づくりのための「移動手段の確保・維持などへの支援」が明記されています。

また，「広域の中の拠点性の確保，発展と連携」では，「三次～広島空港間連絡バス社会実験の実施」「公共交通の利用促進」が明記されています。



資料：三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月策定）

図 施策体系と地域公共交通等の位置付け